

令和8年度

2026
年度版

労働安全衛生法に基づく
技能講習・安全衛生教育のご案内

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)



鹿児島労働局長登録教習機関
公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16番16号
TEL 099-226-3621 FAX 099-226-3622
URL <https://www.kakikyo.or.jp>

スマートフォンからの
予約はこちら↓



鹿児島教習所
〒891-0132 鹿児島市七ツ島1-6-2
TEL 099-261-6298 FAX 099-261-6299

目次

■技能講習等年間実施計画

令和8年度 技能講習・安全衛生教育等年間実施計画表	1
技能講習（就業制限）実施計画表	2
技能講習（作業主任者）実施計画表	3
養成講習実施計画表	3
特別教育・その他安全衛生教育実施計画表	4
修了証の再交付・書替えのご案内	4

■就業制限業務講習

●車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習	5
●小型移動式クレーン運転技能講習	6
●玉掛け技能講習	7
●フォークリフト運転技能講習	8
●高所作業車運転技能講習	9
●床上操作式クレーン運転技能講習	10
●車両系建設機械（解体用）運転技能講習	11
●ガス溶接技能講習	12
●不整地運搬車運転技能講習	12

■作業主任者講習

●有機溶剤作業主任者技能講習	13
●特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	14
●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	15
●石綿作業主任者技能講習	16
●乾燥設備作業主任者技能講習	16
●金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習	17

■特別教育

●ローラー運転業務の特別教育	18
●クレーン運転業務の特別教育	18
●小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務の特別教育	19
●アーク溶接等の業務の特別教育	19
●巻上げ機の運転業務の特別教育	20
●研削といしの取替え等の業務の特別教育（自由研削用）	20
●フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	21
●低圧電気取扱業務の特別教育	21
●粉じん作業の業務の特別教育	21

■職長教育

■安全管理者選任時研修

■養成講習

●安全衛生推進者養成講習	23
●衛生推進者養成講習	23

■免許試験準備講習

●第一種衛生管理者免許試験準備講習	24
●第二種衛生管理者免許試験準備講習	24

■労働安全衛生法に基づく各種免許試験の

ご案内(鹿児島地区出張特別試験)

24

■受講料・テキスト代のご案内（一覧表）

25

■講習科目の免除一覧表

26

■人材開発支援助成金（建設労働者技能実

習コース）のご案内

27

■労働基準協会への入会のご案内

28

●入会申込書

28

■労働基準協会支部のご案内

29

■鹿児島県内の労働災害防止団体のご案内

29

■本部・教習所、オロシティーホールの案内図

30

■講習申込み手順

31

■受講手続き案内

32

■受講申込書

33

■実務経験従事証明書

34

令和8年度 技能講習・安全衛生教育等年間実施計画表

(注) 表中の教習所及びオロシティーは講習実施会場、その他は講習実施地域です。

講習名		令和8年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年 1月	2月	3月
技能講習	車両系建設機械運転（整地等）	教習所 鹿屋	教習所	教習所 教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所		教習所		教習所
	車両系建設機械運転（解体用）	教習所	教習所	教習所	教習所 鹿屋	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所
	フォークリフト運転	教習所	教習所 鹿屋	教習所	教習所	教習所	教習所 鹿屋	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所
	不整地運搬車運転					教習所	鹿屋					教習所	
	小型移動式クレーン運転	教習所 鹿屋		教習所 薩摩川内	教習所			教習所		教習所		教習所	
	床上操作式クレーン運転	教習所		教習所		教習所		教習所		教習所		教習所	
	玉掛け	教習所	教習所 薩摩川内	教習所	教習所	教習所 鹿屋	教習所 薩摩川内	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	
	高所作業車運転		教習所		教習所	鹿屋	教習所		教習所		教習所		教習所
	ガス溶接		教習所		教習所			鹿屋		教習所			教習所
	有機溶剤作業主任者		教習所	教習所	教習所	教習所	教習所		教習所		教習所	教習所	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		教習所	教習所		教習所	教習所	教習所	教習所		教習所	教習所	
	特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者		オロシティー ホール		オロシティー ホール	オロシティー ホール		オロシティー ホール	オロシティー ホール	オロシティー ホール			オロシティー ホール
	石綿作業主任者	教習所		教習所	教習所		教習所	教習所		教習所		教習所	
	乾燥設備作業主任者							教習所					
	金属アーク溶接等作業主任者限定				教習所					教習所			
教習	移動式クレーン運転実技教習	移動式クレーン運転実技教習は令和8年度から休止致します。											
特別教育	小型車両系建設機械運転（整地等）				教習所				教習所				
	ローラー運転			教習所				教習所				教習所	
	クレーン運転		教習所		教習所		教習所		教習所		教習所		教習所
	アーク溶接等	教習所		教習所			教習所		教習所		教習所		
	研削といしの取替え等（自由研削用）	教習所		教習所		教習所		教習所	教習所		教習所	教習所	
	巻上げ機の運転		教習所				教習所						教習所
	低圧電気取扱業務			教習所			教習所				教習所		
	粉じん作業				教習所								
養成講習	フルハーネス型墜落制止用器具	教習所			教習所			教習所				教習所	
	安全衛生推進者			オロシティー ホール				教習所		オロシティー ホール			
その他教育	衛生推進者				オロシティー ホール					オロシティー ホール			
	安全管理者選任時研修			教習所			教習所				教習所		
準備講習	職長教育		教習所	教習所	教習所		教習所		教習所	教習所	教習所		教習所
	第一種衛生管理者免許試験準備講習			教習所									
	第二種衛生管理者免許試験準備講習			オロシティー ホール									

※教習所（鹿児島教習所：鹿児島市七ツ島1-6-2 電話099-261-6298）案内図（P30参照）

※オロシティーホール（鹿児島総合卸商業団地協同組合：鹿児島市卸本町6-12）案内図（P30参照）

技能講習（就業制限）実施計画表

(注) 表中の上段期日は講習日、中段は予約日、下段は講習実施会場又は実施地域です。

講習名		月	令和8年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年 1月	2月	3月	
就業制限（運転）業務	車両系建設機械運転 (整地運搬積込み用及び掘削用)		6~10 2/9予約開始 教習所	11~15 3/16予約開始 教習所	1~5 4/6予約開始 教習所	13~17 5/18予約開始 教習所	3~7 6/8予約開始 教習所	7~11 7/6予約開始 教習所	19~23 8/24予約開始 教習所	9~13 9/14予約開始 教習所		25~29 11/24予約開始 教習所		8~12 1/12予約開始 教習所	
	車両系建設機械運転 (解体用)		13~17 2/16予約開始 鹿屋市		22~26 4/27予約開始 教習所										
	小型移動式クレーン運転		27 3/2予約開始 教習所	29 3/30予約開始 教習所	18 4/20予約開始 教習所	23 5/25予約開始 教習所	31 6/29予約開始 教習所	17 7/13予約開始 教習所	15 8/17予約開始 教習所	30 10/5予約開始 教習所	16 10/19予約開始 教習所	25 11/24予約開始 教習所	22 12/21予約開始 教習所	15 1/18予約開始 教習所	
	床上操作式クレーン運転		13~15 2/16予約開始 教習所		8~10 4/13予約開始 教習所	21~23 5/25予約開始 薩摩川内市	17~19 6/15予約開始 教習所		5~7 8/3予約開始 教習所		7~9 10/13予約開始 教習所		1~3 11/30予約開始 教習所		
	高所作業車運転 (普通自動車運転免許所持者対象)		20~22 2/24予約開始 教習所		1~3 4/6予約開始 教習所		3~5 6/8予約開始 教習所		26~28 8/31予約開始 教習所		7~9 10/13予約開始 教習所		1~3 11/30予約開始 教習所		
	不整地運搬車運転														
	フォークリフト運転 (普通自動車運転免許所持者対象)		20~24 2/24予約開始 教習所	18~22 3/16予約開始 教習所	29~7/3 5/7予約開始 教習所	27~31 6/1予約開始 教習所	24~28 6/22予約開始 教習所	7~11 7/6予約開始 鹿屋市	26~30 8/31予約開始 教習所	16~20 9/24予約開始 教習所	21~25 10/26予約開始 教習所	18~22 11/16予約開始 教習所	15~19 12/14予約開始 教習所	15~19 1/18予約開始 教習所	
	玉掛け		6~8 2/9予約開始 教習所	11~13 3/16予約開始 教習所	22~24 4/27予約開始 教習所	13~15 5/18予約開始 教習所	17~19 6/15予約開始 鹿屋市	7~9 7/6予約開始 教習所	19~21 8/24予約開始 教習所	16~18 9/24予約開始 教習所	14~16 10/19予約開始 教習所	18~20 11/16予約開始 教習所	15~17 12/14予約開始 教習所		
就業制限業務	ガス溶接			25~26 3/30予約開始 教習所		29~30 6/1予約開始 教習所			15~16 8/17予約開始 鹿屋市		1~2 10/5予約開始 教習所			17~18 1/18予約開始 教習所	

[登録の有効期間の満了日 2029.3.30]

技能講習（作業主任者）実施計画表

(注) 表中の上段期日は講習日、中段は予約日、下段は講習実施会場です。

講習名		月	令和8年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年 1月	2月	3月
作業主任者選任	有機溶剤作業主任者		20~21 3/23予約開始 教習所	11~12 4/13予約開始 教習所	15~16 5/18予約開始 教習所	19~20 6/15予約開始 教習所	24~25 7/21予約開始 教習所		12~13 9/14予約開始 教習所		7~8 11/2予約開始 教習所	18~19 12/14予約開始 教習所		
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		27~29 3/30予約開始 教習所	24~26 4/27予約開始 教習所		5~7 6/8予約開始 教習所	16~18 7/13予約開始 教習所	28~30 8/31予約開始 教習所	25~27 9/28予約開始 教習所		27~29 11/24予約開始 教習所	24~26 12/21予約開始 教習所		
	石綿作業主任者		30~5/1 3/2予約開始 教習所	18~19 4/20予約開始 教習所	30~31 6/1予約開始 教習所		3~4 6/29予約開始 教習所	8~9 8/3予約開始 教習所		3~4 10/5予約開始 教習所		4~5 11/30予約開始 教習所		
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		12~13 3/16予約開始 オロシティー ホール		9~10 5/11予約開始 オロシティー ホール	24~25 6/22予約開始 オロシティー ホール		1~2 7/27予約開始 オロシティー ホール	18~19 9/24予約開始 オロシティー ホール	23~24 10/26予約開始 オロシティー ホール			4~5 1/4予約開始 オロシティー ホール	
	乾燥設備作業主任者							22~23 8/24予約開始 教習所						
	金属アーク溶接等作業主任者限定					3 5/7予約開始 教習所				18 10/19予約開始 教習所				

[登録の有効期間の満了日 2029.3.30]

(但し、金属アーク溶接等作業主任者限定講習は2029.3.31)

養成講習実施計画表

(注) 表中の上段期日は講習日、中段は予約日、下段は講習実施会場です。

講習名		月	令和8年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年 1月	2月	3月
養成講習	安全衛生推進者				2~3 4/6予約開始 オロシティー ホール				15~16 8/17予約開始 教習所		21~22 10/26予約開始 オロシティー ホール			
	衛生推進者						26 6/22予約開始 オロシティー ホール					6 11/2予約開始 オロシティー ホール		

[登録の有効期間の満了日 2029.9.29]

移動式クレーン運転実技教習

移動式クレーン運転実技教習は令和8年度から休止致します。

特別教育・その他安全衛生教育実施計画表

(注) 表中の上段期日は講習日、中段は予約日、下段は講習実施会場です。

講習名		月	令和8年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年 1月	2月	3月
特別教育	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬積み用及び掘削用)				21~22 5/25予約開始 教習所				5~6 9/7予約開始 教習所					
	ローラー運転			16~17 4/20予約開始 教習所				13~14 8/17予約開始 教習所				24~25 12/21予約開始 教習所		
	巻上げ機の運転		7~8 3/9予約開始 教習所					5~6 8/3予約開始 教習所					4~5 1/4予約開始 教習所	
	研削といしの取替え等 (自由研削用)	17 2/16予約開始 教習所		19 4/20予約開始 教習所		20 6/15予約開始 教習所		8 8/3予約開始 教習所	30 10/5予約開始 教習所		7 11/2予約開始 教習所	25 12/21予約開始 教習所		
	アーク溶接等 <small>申込者多数の場合は、3日目の実技を受付順に延長して実施します。</small>	13~15 2/16予約開始 教習所		8~10 4/13予約開始 教習所			1~3 6/29予約開始 教習所		24~26 9/28予約開始 教習所		12~14 11/9予約開始 教習所			
	クレーン運転 <small>(つり上げ荷重5t未満) 申込者多数の場合は、2日目の実技を受付順に延長して実施します。</small>		18~19 3/23予約開始 教習所		6~7 5/11予約開始 教習所		14~15 7/13予約開始 教習所		9~10 9/14予約開始 教習所		25~26 11/24予約開始 教習所		8~9 1/12予約開始 教習所	
	粉じん作業				9 5/11予約開始 教習所									
	低圧電気取扱業務			15~16 4/20予約開始 教習所				21~22 8/24予約開始 教習所			20~21 11/16予約開始 教習所			
	フルハーネス型 墜落制止用器具	27 3/2予約開始 教習所			1 5/7予約開始 教習所				4 9/7予約開始 教習所			8 12/7予約開始 教習所		
準備講習	第一種衛生管理者免許試験			1~3 4/6~5/1受付 教習所										
	第二種衛生管理者免許試験			4~5 4/6~5/1受付 オロティーホール										
その他の教育	職長教育		14~15 3/16予約開始 教習所	29~30 5/7予約開始 教習所	27~28 6/1予約開始 教習所		10~11 7/6予約開始 教習所		4~5 9/7予約開始 教習所	10~11 10/13予約開始 教習所	21~22 11/16予約開始 教習所		11~12 1/12予約開始 教習所	
	安全管理者選任時研修			4~5 4/6予約開始 教習所			29~30 7/27予約開始 教習所					8~9 12/7予約開始 教習所		
ゼロ災運動KYT トレーナー研修会		詳細はこちらでご確認下さい。 中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター U R L : https://www.jisha.or.jp/kyushu/index.html												

修了証の再交付・書替えのご案内

- 修了証の再交付・書替えの際、従来の個別修了証の発行に加えて、統合修了証を希望することができます。
統合修了証は、当協会発行の技能講習を1枚の修了証に、また、特別教育を1枚の修了証にまとめるもので、個別修了証か統合修了証かを選択できます。詳細は、下記にお問合せ下さい。
- 当協会の実施する講習を修了した方で、修了証を紛失、滅失された方及び書替えが必要な方は、あらかじめ、当協会で講習を修了されているか本人が、事前に当協会に照会して下さい。確認が出来次第、申請書を郵送又はFAXします。
- 必要書類が届きましたら、写真及び本人確認書類を添付し、修了証1枚につき手数料2,200円（消費税200円込）を添えて本部事務局まで持参又は郵送して下さい。
準備が出来次第、特定記録で送付します。

照会先 本部事務局 TEL099-226-3621 鹿児島教習所 TEL099-261-6298

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習

[登録番号
1-14]

●講習期間／●全科目受講者 5日間 (8:30~18:15)
●科目免除者 2日間 (8:30~18:15)

終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

機体重量が3トン以上の労働安全衛生法施行令別表第七第一号、二号に掲げる建設機械で動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務に必要な講習です。（道路上を走行させる運転を除く）

講習日程 予約日

鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）実施分

表示例：免 科目免除受講者コース

全 全科目受講者コース

定員

免 全	講習日 講習日 予約日	令和8年4月6日(月)～4月7日(火) 令和8年4月6日(月)～4月10日(金) 令和8年2月9日(月)予約開始	20名 30名
--------	-------------------	--	------------

免 全	講習日 講習日 予約日	令和8年5月11日(月)～5月12日(火) 令和8年5月11日(月)～5月15日(金) 令和8年3月16日(月)予約開始	20名 30名
--------	-------------------	--	------------

免 全	講習日 講習日 予約日	令和8年6月1日(月)～6月2日(火) 令和8年6月1日(月)～6月5日(金) 令和8年4月6日(月)予約開始	20名 30名
--------	-------------------	---	------------

免 全	講習日 講習日 予約日	令和8年6月22日(月)～6月23日(火) 令和8年6月22日(月)～6月26日(金) 令和8年4月27日(月)予約開始	20名 30名
--------	-------------------	--	------------

免 全	講習日 講習日 予約日	令和8年7月13日(月)～7月14日(火) 令和8年7月13日(月)～7月17日(金) 令和8年5月18日(月)予約開始	20名 30名
--------	-------------------	--	------------

免 全	講習日 講習日 予約日	令和8年8月3日(月)～8月4日(火) 令和8年8月3日(月)～8月7日(金) 令和8年6月8日(月)予約開始	20名 30名
--------	-------------------	---	------------

免 全	講習日 講習日 予約日	令和8年9月7日(月)～9月8日(火) 令和8年9月7日(月)～9月11日(金) 令和8年7月6日(月)予約開始	20名 30名
--------	-------------------	--	------------

免 全	講習日 講習日 予約日	令和8年10月19日(月)～10月20日(火) 令和8年10月19日(月)～10月23日(金) 令和8年8月24日(月)予約開始	20名 30名
--------	-------------------	--	------------

免 全	講習日 講習日 予約日	令和8年11月9日(月)～11月10日(火) 令和8年11月9日(月)～11月13日(金) 令和8年9月14日(月)予約開始	20名 30名
--------	-------------------	--	------------

免 全	講習日 講習日 予約日	令和9年1月25日(月)～1月26日(火) 令和9年1月25日(月)～1月29日(金) 令和8年11月24日(火)予約開始	20名 30名
--------	-------------------	---	------------

免 全	講習日 講習日 予約日	令和9年3月8日(月)～3月9日(火) 令和9年3月8日(月)～3月12日(金) 令和9年1月12日(火)予約開始	20名 30名
--------	-------------------	---	------------

鹿屋市実施分

免 全	講習日 講習日 予約日	令和8年4月13日(月)～4月14日(火) 令和8年4月13日(月)～4月17日(金) 令和8年2月16日(月)予約開始	20名 30名
--------	-------------------	--	------------

労働安全衛生法施行令 別表第七 建設機械（第十条、第十三条、第二十条関係）

一、 整地・運搬・積込み用機械

- ブル・ドーザー
- モーター・グレーダー
- トラクター・ショベル
- ずり積機
- スクレーパー
- スクレーブ・ドーザー
- その他

二、 掘削用機械

- パワー・ショベル
- ドラグ・ショベル
- ドラグライン
- クラムシェル
- バケット掘削機
- トレンチャー
- その他

●講習期間／●全科目受講者 5日間 (8:30~18:15)
●科目免除者 2日間 (8:30~18:15)

終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。



受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

●全科目受講者

・会員事業所 ⇒ 83,490円 (10%税7,590円込)

・一般 ⇒ 83,930円 (10%税7,630円込)

●科目免除者

・会員事業所 ⇒ 41,690円 (10%税3,790円込)

・一般 ⇒ 42,130円 (10%税3,830円込)

内訳

・全科目受講者受講料 ⇒ 82,500円

・科目免除者受講料 ⇒ 40,700円

・テキスト代 会員 ⇒ 990円

・一般 ⇒ 1,430円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

申込方法

当協会ホームページからWeb予約願います。
(詳しくは、P31、P32を参照)

科目免除者

次のいずれか一つに該当する方は、免除申請により講習科目の一部が免除されます。

●大型特殊自動車運転免許等所持者

●不整地運搬車運転技能講習修了者

●小型車両系(整地等)運転特別教育修了後

3ヶ月以上の従事経験者(下記の書類が必要です)

(1)小型車両系(整地等)運転特別教育学科・実技修了証写し

(2)普通自動車運転免許証等写し

(3)実務経験従事証明書(3ヶ月以上の小型車両系運転業務従事証明)

(申込書裏面)

講習科目

学科※(1)走行に関する装置の構造及び取り扱いの知識 (4時間)
(2)作業に関する装置の構造及び取り扱い作業方法の知識 (5時間)
(3)運転に必要な一般知識 (3時間)
(4)関係法令 (1時間)
(5)学科修了試験 (1時間)

実技※(1)走行の操作 (20時間)

(2)作業装置の操作 (5時間)

(3)実技修了試験

※印が免除申請により免除される科目です。

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援 助成金

助成金対象講習
(P27参照)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。

小型移動式クレーン運転技能講習

[登録番号
1-11] ●講習期間／3日間

[学科1日目：9:00～17:30
2日目：9:00～17:30
実技3日目：8:30～18:05]
終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転の業務に必要な講習です。
(道路上を走行させる運転を除く)

3日目（※付）が実技講習になります。予約者多数の場合は、表記日程と異なり、実技日を変更し、最大定員まで受け付けます。

4月例：4月13・14・15日

→4月13・14・16日

※予約申込が一定数超える毎に上記のように実技日が変更になります。

講習日程 予約日

鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）実施分

定員

最大定員

講習日	令和8年4月13日(月)・14日(火)・15日(水)*	30名	90名
予約日	令和8年2月16日(月)予約開始		

講習日	令和8年6月8日(月)・9日(火)・10日(水)*	30名	90名
予約日	令和8年4月13日(月)予約開始		

講習日	令和8年8月17日(月)・18日(火)・19日(水)*	30名	90名
予約日	令和8年6月15日(月)予約開始		

講習日	令和8年10月5日(月)・6日(火)・7日(水)*	30名	90名
予約日	令和8年8月3日(月)予約開始		

講習日	令和8年12月7日(月)・8日(火)・9日(水)*	30名	90名
予約日	令和8年10月13日(火)予約開始		

鹿屋市実施分

講習日	令和8年4月20日(月)・21日(火)・22日(水)*	30名	50名
予約日	令和8年2月24日(火)予約開始		

薩摩川内市実施分

講習日	令和8年7月21日(火)・22日(水)・23日(木)*	30名	60名
予約日	令和8年5月25日(月)予約開始		



積載型トラッククレーン（つり上げ荷重2.93t）で定められたコースを慎重に運転する受講生

移動式クレーンの種類

- (1) トラッククレーン（積載型を含む）
- (2) ホイールクレーン（ラフテレーンクレーンを含む）
- (3) クローラクレーン
- (4) その他、鉄道クレーン、浮きクレーン

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

●全科目受講者

- ・会員事業所 ⇒ 37,290円 (10%税3,390円込)
- ・一般 ⇒ 37,730円 (10%税3,430円込)

●科目免除者

- ・会員事業所 ⇒ 33,990円 (10%税3,090円込)
- ・一般 ⇒ 34,430円 (10%税3,130円込)

内訳

・全科目受講者受講料 ⇒ 36,300円

・科目免除者受講料 ⇒ 33,000円

・会員 ⇒ 990円

・テキスト代 一般 ⇒ 1,430円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

申込方法

当協会ホームページからWeb予約願います。
(詳しくは、P31、P32を参照)

科目免除者

次のいずれか一つに該当する方は、免除申請により講習科目の一部が免除されます。

- 玉掛け技能講習修了者
- 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- クレーン・デリック運転士免許所持者
- 揚貨装置運転士免許所持者

講習科目

学科 (1)小型移動式クレーンに関する知識 (6時間)

(2)原動機及び電気に関する知識 (3時間)

※(3)運転に必要な力学に関する知識 (3時間)

(4)関係法令 (1時間)

(5)学科修了試験 (1時間)

実技 (1)小型移動式クレーンの運転 (6時間)

※(2)運転のための合図 (1時間)

(3)実技修了試験

※印が免除申請により免除される科目です。

受講対象者 満18歳以上

人材開発支援 助成金

助成金対象講習
(P27参照)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。

玉掛け技能講習

[登録番号
1-18]

●講習期間／3日間

[学科1日目：9:00～17:40]
[実技2日目：9:00～16:30]
[実技3日目：8:30～18:05]

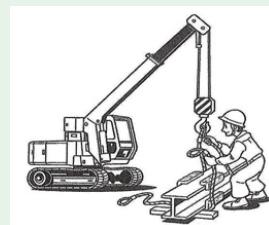
終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

制限荷重が1トン以上の揚貨装置又は、つり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくは、デリックの玉掛けの業務に必要な講習です。

3日目（※付）が実技講習になります。予約者多数の場合は、表記日程と異なり、実技日を変更し、最大定員まで受け付けます。

4月例：4月6・7・8日→4月6・7・9日

※予約申込が一定数超える毎に上記のように実技日が変更になります。



つり荷のバランスを取り水平に上げることが必要とされる玉掛け作業

「玉掛けの業務」とは、つり具（ワイヤーロープ、チェーン等）を用いて行う、荷かけ及び荷はずしの業務です。

全登協「玉掛け教本」より

講習日程 予約日

鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）実施分

定員 最大定員

講習日	令和8年4月6日(月)・7日(火)・8日(水)*	30名	90名
予約日	令和8年2月9日(月)予約開始		
講習日	令和8年5月11日(月)・12日(火)・13日(水)*	30名	90名
予約日	令和8年3月16日(月)予約開始		
講習日	令和8年6月22日(月)・23日(火)・24日(水)*	30名	90名
予約日	令和8年4月27日(月)予約開始		
講習日	令和8年7月13日(月)・14日(火)・15日(水)*	30名	90名
予約日	令和8年5月18日(月)予約開始		
講習日	令和8年8月24日(月)・25日(火)・26日(水)*	20名	80名
予約日	令和8年6月22日(月)予約開始		
講習日	令和8年9月7日(月)・8日(火)・9日(水)*	20名	80名
予約日	令和8年7月6日(月)予約開始		
講習日	令和8年10月19日(月)・20日(火)・21日(水)*	20名	80名
予約日	令和8年8月24日(月)予約開始		
講習日	令和8年11月16日(月)・17日(火)・18日(水)*	20名	80名
予約日	令和8年9月24日(木)予約開始		
講習日	令和8年12月14日(月)・15日(火)・16日(水)*	20名	80名
予約日	令和8年10月19日(月)予約開始		
講習日	令和9年1月18日(月)・19日(火)・20日(水)*	20名	60名
予約日	令和8年11月16日(月)予約開始		
講習日	令和9年2月15日(月)・16日(火)・17日(水)*	20名	60名
予約日	令和8年12月14日(月)予約開始		

鹿屋市実施分

講習日	令和8年8月17日(月)・18日(火)・19日(水)*	30名	50名
予約日	令和8年6月15日(月)予約開始		

薩摩川内市実施分

講習日	令和8年5月18日(月)・19日(火)・20日(水)*	30名	60名
予約日	令和8年3月23日(月)予約開始		
講習日	令和8年9月28日(月)・29日(火)・30日(水)*	30名	60名
予約日	令和8年7月27日(月)予約開始		

講習科目

学科 (1)クレーン等に関する知識（1時間）

※(2)力学に関する知識（3時間）

(3)クレーン等の玉掛けの方法（7時間）

(4)関係法令（1時間）

(5)学科修了試験（1時間）

実技 (1)クレーン等の玉掛け（6時間）

※(2)運転のための合図（1時間）

(3)実技修了試験

※印が免除申請により免除される科目です。

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援 助成金

助成金対象講習
(P27参照)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。

フォークリフト運転技能講習

[登録番号
1-21]●講習期間 / 普通自動車運転免許所持者5日間
大特自動車運転免許所持者2日間
実技2日目以降: 8:30 ~ 17:00
終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転の業務に必要な講習です。(道路上を走行させる運転を除く)

講習日程
予約日

鹿児島教習所(鹿児島市七ツ島)実施分

表示例: **大** 大型特殊自動車運転免許等所持者コース**普** 普通自動車運転免許等所持者コース **定員**

普	講習日	令和8年4月20日(月)~4月24日(金)	40名
	予約日	令和8年2月24日(火)予約開始	

大	講習日	令和8年5月18日(月)~5月19日(火)	10名
普	講習日	令和8年5月18日(月)~5月22日(金)	40名
	予約日	令和8年3月23日(月)予約開始	

大	講習日	令和8年6月29日(月)~6月30日(火)	10名
普	講習日	令和8年6月29日(月)~7月3日(金)	40名
	予約日	令和8年5月7日(木)予約開始	

大	講習日	令和8年7月27日(月)~7月28日(火)	10名
普	講習日	令和8年7月27日(月)~7月31日(金)	40名
	予約日	令和8年6月1日(月)予約開始	

大	講習日	令和8年8月24日(月)~8月25日(火)	10名
普	講習日	令和8年8月24日(月)~8月28日(金)	40名
	予約日	令和8年6月22日(月)予約開始	

大	講習日	令和8年9月28日(月)~9月29日(火)	10名
普	講習日	令和8年9月28日(月)~10月2日(金)	40名
	予約日	令和8年7月27日(月)予約開始	

大	講習日	令和8年10月26日(月)~10月27日(火)	10名
普	講習日	令和8年10月26日(月)~10月30日(金)	40名
	予約日	令和8年8月31日(月)予約開始	

大	講習日	令和8年11月16日(月)~11月17日(火)	10名
普	講習日	令和8年11月16日(月)~11月20日(金)	40名
	予約日	令和8年9月24日(木)予約開始	

大	講習日	令和8年12月21日(月)~12月22日(火)	10名
普	講習日	令和8年12月21日(月)~12月25日(金)	40名
	予約日	令和8年10月26日(月)予約開始	

大	講習日	令和9年1月18日(月)~1月19日(火)	10名
普	講習日	令和9年1月18日(月)~1月22日(金)	40名
	予約日	令和8年11月16日(月)予約開始	

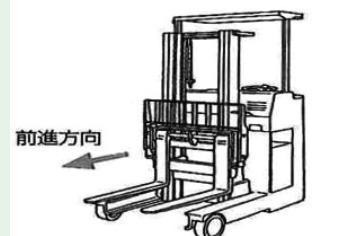
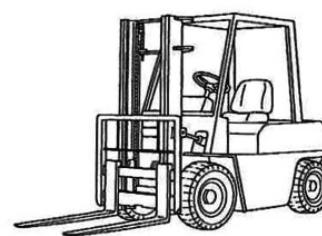
大	講習日	令和9年2月15日(月)~2月16日(火)	10名
普	講習日	令和9年2月15日(月)~2月19日(金)	40名
	予約日	令和8年12月14日(月)予約開始	

大	講習日	令和9年3月15日(月)~3月16日(火)	10名
普	講習日	令和9年3月15日(月)~3月19日(金)	40名
	予約日	令和9年1月18日(月)予約開始	

鹿屋市実施分

普	講習日	令和8年5月25日(月)~5月29日(金)	30名
	予約日	令和8年3月30日(月)予約開始	

普	講習日	令和8年9月7日(月)~9月11日(金)	30名
	予約日	令和8年7月6日(月)予約開始	



カウンターバランスフォークリフト

リーチフォークリフト
全登協「フォークリフト運転教本」より満18歳以上の方で普通自動車運転免許等所持者
(申し込み時に自動車運転免許証の写しが必要です。)受講料・テキスト代
(税込み合計金額)

●普通自動車運転免許等所持者

- 会員事業所 ⇒ 37,400円 (10%税3,400円込)
- 一般 ⇒ 37,950円 (10%税3,450円込)

●大型特殊自動車運転免許等所持者

- 会員事業所 ⇒ 23,100円 (10%税2,100円込)
- 一般 ⇒ 23,650円 (10%税2,150円込)

内訳

- 普通自動車運転免許等所持者受講料 ⇒ 36,300円
- 大型特殊自動車運転免許等所持者受講料 ⇒ 22,000円
- 会員 ⇒ 1,100円
- 一般 ⇒ 1,650円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

申込方法

当協会ホームページからWeb予約願います。
(詳しくは、P31、P32を参照)

科目免除者

次に該当する方は、免除申請により講習科目の一部が免除されます。

●大型特殊自動車運転免許等所持者
(カタピラ車限定を除く)

学科 (1)荷役に関する装置の構造及び取り扱いの知識 (4時間)

(2)運転に必要な力学に関する知識 (2時間)

(3)関係法令 (1時間)

(4)学科修了試験 (1時間)

実技※(1)走行の操作 (20時間)

(2)荷役の操作 (4時間)

(3)実技修了試験

※印が免除申請により免除される科目です。

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。

修了証

高所作業車運転技能講習

[登録番号
1-17]

●講習期間／2日間 (学科1日目: 8:30~18:15)
(実技2日目: 8:30~18:05)

終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

作業床の高さが、10m以上の高所作業車の運転の業務に必要な講習です。(道路上を走行させる運転を除く)

2日目（※付）が実技講習になります。予約者多数の場合は、表記日程と異なり、実技日を変更し、最大定員まで受け付けます。

5月例：5月25・26日→5月25・27日

※予約申込が一定数超える毎に上記のように実技日が変更になります。

講習日程 予約日

鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）実施分

定員 最大定員

講習日	令和8年5月25日(月)・26日(火)*	30名	90名
予約日	令和8年3月30日(月)予約開始		

講習日	令和8年7月6日(月)・7日(火)*	30名	90名
予約日	令和8年5月11日(月)予約開始		

講習日	令和8年9月1日(火)・2日(水)*	30名	90名
予約日	令和8年6月29日(月)予約開始		

講習日	令和8年11月24日(火)・25日(水)*	30名	60名
予約日	令和8年9月28日(月)予約開始		

講習日	令和9年1月13日(水)・14日(木)*	30名	60名
予約日	令和8年11月9日(月)予約開始		

講習日	令和9年3月1日(月)・2日(火)*	30名	60名
予約日	令和9年1月4日(月)予約開始		

鹿屋市実施分

講習日	令和8年8月25日(火)・26日(水)*	30名	50名
予約日	令和8年6月22日(月)予約開始		

受講対象者

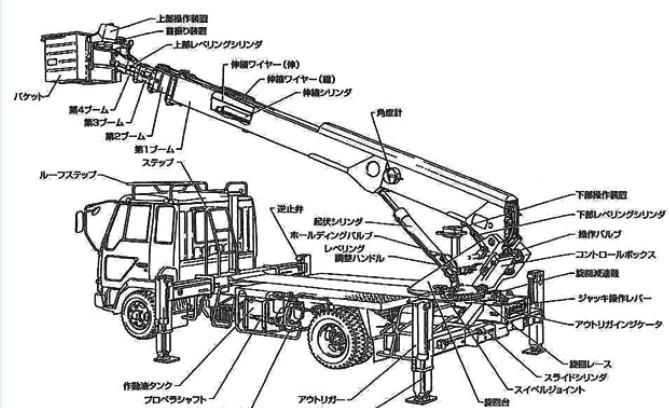
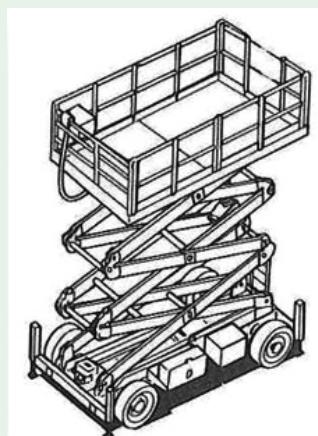
満18歳以上の方で科目免除資格所持者又は普通自動車運転免許等所持者
(申し込み時に必ず資格者証等の写しが必要です。)

申込方法

当協会ホームページからWeb予約願います。
(詳しくは、P31、P32を参照)



垂直昇降型高所作業車



伸縮ブーム型高所作業車

全登協「高所作業車教本」より

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

●普通自動車運転免許等所持者

- 会員事業所 ⇒ 37,290円 (10%税3,390円込)
- 一般 ⇒ 37,730円 (10%税3,430円込)

●科目免除資格所持者

- 会員事業所 ⇒ 36,190円 (10%税3,290円込)
- 一般 ⇒ 36,630円 (10%税3,330円込)

内訳	・普通自動車運転免許等所持者受講料	⇒ 36,300円
	・科目免除者受講料	⇒ 35,200円
	会員	⇒ 990円

・テキスト代 一般 ⇒ 1,430円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

科目免除者

次のいずれか一つに該当する方は、免除申請により講習科目の一部が免除されます。

●小型移動式クレーン運転技能講習修了者

●移動式クレーン運転士免許所持者

(申込み時に修了証等及び本人確認書類の写しが必要です。)

講習科目

学科 (1)作業装置の構造、取扱いの知識 (5時間)

※(2)運転に必要な一般知識 (2時間)

(3)関係法令 (1時間)

(4)学科修了試験 (1時間)

実技 (1)作業装置の操作 (6時間)

(2)実技修了試験

※印が免除申請により免除される科目です。

人材開発支援 助成金

助成金を利用できる講習です。(P27参照)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。

床上操作式クレーン運転技能講習

[登録番号]
1-10

●講習期間

3日間

学科1日目: 9:00 ~ 17:40
2日目: 9:00 ~ 17:40
実技3日目: 8:30 ~ 18:05

終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

つり上げ荷重が5トン以上のクレーン（跨線テルハを除く）の運転の業務のうち床上で運転し、かつ運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転に必要な講習です。

3日目（※付）が実技講習になります。予約者多数の場合は、表記日程と異なり、実技日を変更し、最大定員まで受け付けます。

4月例：4月20・21・22日→4月20・21・23日

※予約申込が一定数超える毎に上記のように実技日が変更になります。

講習日程 予約日

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員 最大定員

講習日	令和8年4月20日(月)・21日(火)・22日(水)*	10名	30名
予約日	令和8年2月24日(火)予約開始		
講習日	令和8年6月1日(月)・2日(火)・3日(水)*	10名	30名
予約日	令和8年4月6日(月)予約開始		
講習日	令和8年8月3日(月)・4日(火)・5日(水)*	10名	30名
予約日	令和8年6月8日(月)予約開始		
講習日	令和8年10月26日(月)・27日(火)・28日(水)*	10名	30名
予約日	令和8年8月31日(月)予約開始		
講習日	令和8年12月7日(月)・8日(火)・9日(水)*	10名	30名
予約日	令和8年10月13日(火)予約開始		
講習日	令和9年2月1日(月)・2日(火)・3日(水)*	10名	30名
予約日	令和8年11月30日(月)予約開始		

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援 助成金

助成金対象講習
(P27参照)

申込方法

当協会ホームページからWeb予約願います。
(詳しくは、P31、P32を参照)

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

●全科目受講者

- 会員事業所 ⇒ 31,900円 (10%税2,900円込)
- 一般 ⇒ 32,450円 (10%税2,950円込)
- 会員事業所 ⇒ 29,700円 (10%税2,700円込)
- 一般 ⇒ 30,250円 (10%税2,750円込)

内訳

- 全科目受講者受講料 ⇒ 30,800円
- 科目免除者受講料 ⇒ 28,600円
- テキスト代 会員 ⇒ 1,100円
- 一般 ⇒ 1,650円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

学科 (1)床上操作式クレーンに関する知識 (6時間)
(2)原動機及び電気に関する知識 (3時間)
※(3)運転に必要な力学に関する知識 (3時間)
(4)関係法令 (1時間)
(5)学科修了試験 (1時間)

実技 (1)床上操作式クレーンの運転 (6時間)
※(2)運転のための合図 (1時間)
(3)実技修了試験

※印が免除申請により免除される科目です。

科目免除者

次のいずれか一つに該当する方は、免除申請により講習科目の一部が免除されます。

●玉掛け技能講習修了者

●小型移動式クレーン運転技能講習修了者

●移動式クレーン運転士免許所持者

●揚貨装置運転士免許所持者

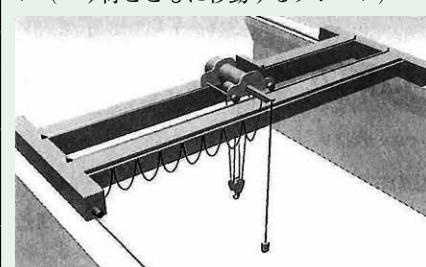
所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。

修了証

【クレーンの運転資格】

つり上げ荷重	5トン以上				5トン未満	5トン以上
運転操作するクレーン	クレーン(含: 無線操作式)	デリック	床上運転 式クレーン	床上操作 式クレーン	クレーン	跨線 テルハ
クレーン・デリック運転士免許	○	○	○	○	○	○
クレーン・デリック運転士限 定免許	○		○	○	○	○
床上運転式クレーン			○	○	○	○
床上操作式クレーン運転技能講習修了				○	○	○
クレーン運転特別教育					○	○
クレーン運転士免許(旧免許)	○		○	○	○	○
クレーン運転士限定免許 [床上運転式クレーン](旧免許)			○	○	○	○
デリック運転士免許(旧免許)		○				

つり上げ荷重5t以上の床上操作式クレーン
(つり荷とともに移動するクレーン)



ボイラ・クレーン安全協会
「床上クレーン運転教本」より

車両系建設機械（解体用）運転技能講習

[登録番号
1-15]

●講習期間／1日間 (9:00~17:40)

終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

機体重量が3トン以上の解体用機械（ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機及び解体用つかみ機）で動力を用いかつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務に必要な講習です。（道路上を走行させる運転を除く）

講習日程 予約日

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島） 定員	
講習日	令和8年4月27日(月)
予約日	令和8年3月2日(月)予約開始
20名	
講習日	令和8年5月29日(金)
予約日	令和8年3月30日(月)予約開始
20名	
講習日	令和8年6月18日(木)
予約日	令和8年4月20日(月)予約開始
20名	
講習日	令和8年7月23日(木)
予約日	令和8年5月25日(月)予約開始
20名	
講習日	令和8年8月31日(月)
予約日	令和8年6月29日(月)予約開始
20名	
講習日	令和8年9月17日(木)
予約日	令和8年7月13日(月)予約開始
20名	
講習日	令和8年10月15日(木)
予約日	令和8年8月17日(月)予約開始
20名	
講習日	令和8年11月30日(月)
予約日	令和8年10月5日(月)予約開始
20名	
講習日	令和8年12月16日(木)
予約日	令和8年10月19日(月)予約開始
20名	
講習日	令和9年1月25日(月)
予約日	令和8年11月24日(火)予約開始
20名	
講習日	令和9年2月22日(月)
予約日	令和8年12月21日(月)予約開始
20名	
講習日	令和9年3月15日(月)
予約日	令和9年1月18日(月)予約開始
20名	

鹿屋市実施分

講習日	令和8年7月30日(木)
予約日	令和8年6月1日(月)予約開始

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

・会員事業所 ⇒ 20,790円 (10%税1,890円込)
・一般 ⇒ 21,230円 (10%税1,930円込)

内訳
・受講料 ⇒ 19,800円
・テキスト代 会員 ⇒ 990円
一般 ⇒ 1,430円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

学科 (1)作業装置の構造、取り扱い、作業方法の知識 (2時間)
(2)運転に必要な一般知識 (30分)
(3)関係法令 (30分)
(4)学科修了試験 (50分)

実技 (1)作業装置の操作 (2時間)
(2)実技修了試験

申込方法

当協会ホームページからWeb予約願います。
(詳しくは、P31、P32を参照)

人材開発支援 助成金

助成金を利用できる講習です。(P27参照)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。

受講対象者

満18歳以上の方で、車両系建設機械（整地等）運転技能講習修了者
(申し込み時、修了証の写しが必要です。)

労働安全衛生法施行令 別表第七 建設機械（第十条、第十三条、第二十条関係）

一～五 省略

六 解体用機械

1 ブレーカ

2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

労働安全衛生規則 (定義等)

第百五十一一条の百七十五 この節において解体用機械とは、令別表第七第六号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。

2 令別表第七第六号2の厚生労働省令で定める機械は、次のとおりとする。

- 一 鉄骨切断機
- 二 コンクリート圧碎機
- 三 解体用つかみ機

新たに追加された解体用建設機械のアタッチメント(下)



厚生労働省HPより

お知らせ

旧・解体用の技能講習修了証 (平成25年7月1日の法改正前に実施したもの) をお持ちの皆様へ

平成25年7月1日の法改正により、解体用つかみ機・鉄骨切断機・コンクリート圧碎機（上図参考）が解体用機械に加えられました。これらの機械の運転には法改正以降に実施する車両系建設機械（解体用）運転技能講習の修了が必要です。法改正前の修了者（修了証）につきましては下記のような取扱いとなります。

法改正（平成25年7月1日）前に取得した車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了証について



従来通り、ブレーカの運転業務に就くことができます。



新たに加えられた解体用機械（鉄骨切断機・コンクリート圧碎機・解体用つかみ機）の運転業務に就くには、車両系建設機械（解体用）運転技能講習を再度受講し、修了する必要があります。



厚生労働省HPより

ガス溶接技能講習

[登録番号
1-12]

●講習期間／2日間 (9:00~17:40)

都合により変更する場合があります。

講習日程 予約日

鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）実施分

定員

講習日	令和8年5月25日(月)・26日(火)	40名
予約日	令和8年3月30日(月)予約開始	
講習日	令和8年7月29日(水)・30日(木)	40名
予約日	令和8年6月1日(月)予約開始	
講習日	令和8年12月1日(火)・2日(水)	40名
予約日	令和8年10月5日(月)予約開始	
講習日	令和9年3月17日(水)・18日(木)	40名
予約日	令和9年1月18日(月)予約開始	

鹿屋市実施分

講習日	令和8年10月15日(木)～16日(金)	40名
予約日	令和8年8月17日(月)予約開始	

申込方法

当協会ホームページからWeb予約願います。
(詳しくは、P31、P32を参照)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科試験に合格された方に修了証を交付します。

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

- ・会員事業所 ⇒ 20,350円 (10%税1,850円込)
・一般 ⇒ 20,680円 (10%税1,880円込)

内訳
・受講料 ⇒ 19,800円
・テキスト代 会員 ⇒ 550円
一般 ⇒ 880円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

学科 (1)ガス溶接等の構造、取扱いの知識 (4時間)
(2)可燃性ガス及び酸素の知識 (3時間)
(3)関係法令 (1時間)
(4)学科修了試験 (1時間)

実技 (1)ガス溶接等の設備の取扱い (5時間)

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援 助成金

助成金対象講習
(P27参照)

不整地運搬車運転技能講習

[登録番号
1-16]

●講習期間／2日間

[学科1日目：9:00～17:35]
[実技2日目：9:00～16:25]
終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転の業務に必要な講習です。(道路上を走行させる運転を除く)

2日目（※付）が実技講習になります。予約者多数の場合は、表記日程と異なり、実技日を変更し、最大定員まで受け付けます。

9月例：9月1・2日→9月1・3日

※予約申込が一定数を超える毎に上記のように実技日が変更になります。

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

- ・会員事業所 ⇒ 37,840円 (10%税3,440円込)
・一般 ⇒ 38,500円 (10%税3,500円込)

内訳
・受講料 ⇒ 36,300円
・テキスト代 会員 ⇒ 1,540円
一般 ⇒ 2,200円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

学科 (1)荷の運搬に関する知識 (4時間)
(2)力学に関する知識 (2時間)
(3)関係法令 (1時間)
(4)学科修了試験 (1時間)

実技 (1)荷の運搬 (4時間)
(2)実技修了試験

申込方法

当協会ホームページからWeb予約願います。
(詳しくは、P31、P32を参照)

人材開発支援 助成金

助成金を利用できる講習です。(P27参照)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。

講習日程 予約日

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）実施分

定員

最大定員

講習日	令和8年8月17日(月)・18日(火)	20名
予約日	令和8年6月15日(月)予約開始	
講習日	令和9年2月8日(月)・9日(火)	20名
予約日	令和8年12月7日(月)予約開始	

鹿屋市実施分

講習日	令和8年9月1日(火)・2日(水)*	20名
予約日	令和8年6月29日(月)予約開始	40名

受講対象者

満18歳以上の方で、次のいずれか一つに該当する方
(申し込み時、修了証又は免許証の写しが必要です。)

- 車両系建設機械（整地等又は解体用）
運転技能講習修了者
- 大型特殊自動車運転免許等所持者

有機溶剤作業主任者技能講習

[登録番号
1-9]

●講習期間／2日間 (1日目9:00～16:30)
(2日目9:00～17:40)

都合により変更する場合があります。

講習会場 鹿児島教習所 (鹿児島市七ツ島)		定員
講習日	令和8年5月20日(水)～5月21日(木)	88名
予約日	令和8年3月23日(月)予約開始	
講習日	令和8年6月11日(木)～6月12日(金)	88名
予約日	令和8年4月13日(月)予約開始	
講習日	令和8年7月15日(水)～7月16日(木)	88名
予約日	令和8年5月18日(月)予約開始	
講習日	令和8年8月19日(水)～8月20日(木)	88名
予約日	令和8年6月15日(月)予約開始	
講習日	令和8年9月24日(木)～9月25日(金)	88名
予約日	令和8年7月21日(火)予約開始	
講習日	令和8年11月12日(木)～11月13日(金)	88名
予約日	令和8年9月14日(月)予約開始	
講習日	令和9年1月7日(木)～1月8日(金)	88名
予約日	令和8年11月2日(月)予約開始	
講習日	令和9年2月18日(木)～2月19日(金)	88名
予約日	令和8年12月14日(月)予約開始	

労働安全衛生法施行令第六条

二十二 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表第六の二に掲げる有機溶剤(当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の物との混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するものを含む。第二十一条第十号及び第二十二条第一項第六号において同じ。)を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業。

(特定化学物質作業主任者の選任) 特定化学物質障害予防規則

第二十七条 事業者は、令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(特別有機溶剤業務に係る作業にあっては、有機溶剤作業主任者技能講習)を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。

特別有機溶剤業務とは、エチルベンゼンにあっては「塗装業務」、1, 2-ジクロロプロパンにあっては「洗浄・拭拭の業務」、クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトンにあっては「有機溶剤業務」を指す。

労働安全衛生法施行令 別表第六の二

有機溶剤(第六条、第二十一条、第二十二条関係)

一	アセトン	二十五	シクロヘキサン
二	イソブチルアルコール	二十八	一・二-ジクロロエチレン (別名二塩化アセチレン)
三	イソプロピルアルコール	三十一	N・N-ジメチルホルムアミド
四	イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)	三十四	テトラヒドロフラン
五	エチルエーテル	三十五	一・一・一-トリクロロエタン
六	エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)	三十七	トルエン
七	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)	三十八	二硫化炭素
八	エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)	三十九	ノルマルヘキサン
九	エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)	四十	一-ブタノール
十	オルト-ジクロロベンゼン	四十一	二-ブタノール
十一	キシレン	四十二	メタノール
十二	クレゾール	四十四	メチルエチルケトン
十三	クロルベンゼン	四十五	メチルシクロヘキサノール
十五	酢酸イソブチル	四十六	メチルシクロヘキサン
十六	酢酸イソプロピル	四十七	メチル-ノルマル-ブチルケトン
十七	酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)	四十八	ガソリン
十八	酢酸エチル	四十九	コールタールナフサ (ソルベントナフサを含む。)
十九	酢酸ノルマル-ブチル	五十	石油エーテル
二十	酢酸ノルマル-プロピル	五十一	石油ナフサ
二十一	酢酸ノルマル-ベンチル (別名酢酸ノルマル-アミル)	五十二	石油ベンジン
二十二	酢酸メチル	五十三	テレビン油
二十四	シクロヘキサノール	五十四	ミネラルスピリット (ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む。)
		五十五	前各号に掲げる物のみから成る混合物

(2026年1月1日現在)

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

[登録番号]
1-22

●講習期間／2日間 (1日目9:00～16:30)
(2日目9:00～17:40)

都合により変更する場合があります。

事業者は、労働安全衛生法施行令第六条第十八条の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（特別有機溶剤業務に係る作業にあっては、有機溶剤作業主任者技能講習）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。また、事業者は、労働安全衛生法施行令第六条第二十号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習又は四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、四アルキル鉛等作業主任者を選任しなければなりません。

講習日程 予約日

講習会場 オロシティーホール（鹿児島市卸本町）実施分

※講習会場については、変更になる場合があります。

定員

講習日	令和8年5月12日(火)～5月13日(水)	88名
予約日	令和8年3月16日(月)予約開始	
講習日	令和8年7月9日(木)～7月10日(金)	88名
予約日	令和8年5月11日(月)予約開始	
講習日	令和8年8月24日(月)～8月25日(火)	88名
予約日	令和8年6月22日(月)予約開始	
講習日	令和8年10月1日(木)～10月2日(金)	88名
予約日	令和8年7月27日(月)予約開始	
講習日	令和8年11月18日(水)～11月19日(木)	88名
予約日	令和8年9月24日(木)予約開始	
講習日	令和8年12月23日(水)～12月24日(木)	88名
予約日	令和8年10月26日(月)予約開始	
講習日	令和9年3月4日(木)～3月5日(金)	88名
予約日	令和9年1月4日(月)予約開始	

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

・会員事業所 ⇌ 15,730円 (10%税1,430円込)
・一般 ⇌ 16,500円 (10%税1,500円込)

内訳
・受講料 ⇌ 14,300円
・テキスト代 会員 ⇌ 1,430円
一般 ⇌ 2,200円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

学科 (1)健康障害及びその予防措置に関する知識 (4時間)
(2)作業環境の改善方法に関する知識 (4時間)
(3)保護具に関する知識 (2時間)
(4)関係法令 (2時間)
(5)学科修了試験 (1時間)

受講対象者 満18歳以上

人材開発支援 助成金

助成金対象講習
(P27参照)

申込方法

当協会ホームページからWeb予約願います。
(詳しくは、P31、P32を参照)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科試験に合格された方に郵送により修了証を交付します。

労働安全衛生法施行令第六条（抜粋）

十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業等を除く。）

二十 別表第五第一号から第六号まで又は第八号に掲げる四アルキル鉛等業務に係る作業

労働安全衛生法施行令 別表第三

特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第十八条の二、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係）

一 第一類物質	13の2	コバルト及びその無機化合物	26	パラジメチルアミノアゾベンゼン
1 ジクロロベンジン及びその塩	14	コールタール	27	パラニトロクロロベンゼン
2 アルファーナフチルアミン及びその塩	15	酸化プロピレン	27の2	砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）
3 塩素化ビフェニル（別名PCB）	15の2	三酸化二アンチモン	28	弗化水素
4 オルトトリジン及びその塩	16	シアノ化カリウム	29	ペータープロピオラクトン
5 ジアニジン及びその塩	17	シアノ化水素	30	ベンゼン
6 ベリリウム及びその化合物	18	シアノ化ナトリウム	31	ペンタクロルフェノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩
7 ベンゾトリクロリド	18の2	四塩化炭素	31の2	ホルムアルデヒド
8 1から6までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は7に掲げる物をその重量の○.五パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあっては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。）	18の3	一・四-ジオキサン	32	マゼンタ
	18の4	一・二-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）	33	マンガン及びその化合物
	19	三・三-ジクロロ-四・四-ジアミノジフェニルメタン	33の2	メチルイソブチルケトン
	19の2	一・二-ジクロロプロパン	34	沃化メチル
	19の3	ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）	34の2	溶接ヒューム
	19の4	ジメチル-二・二-ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）	34の3	リフラクトリーセラミックファイバー
	19の5	一・一-ジメチルヒドラジン	35	硫化水素
二 第二類物質	20	臭化メチル	36	硫酸ジメチル
1 アクリルアミド	21	重クロム酸及びその塩	37	1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
2 アクリロニトリル	22	水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）	三 第三類物質	
3 アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）	22の2	スチレン	1	アンモニア
3の2 インジウム化合物	22の3	一・一・二・二-テトラクロロエタ	2	一酸化炭素
3の3 エチルベンゼン	22の4	ン（別名四塩化アセチレン）	3	塩化水素
4 エチレンイミン	22の5	テトラクロロエチレン（別名パーク	4	硝酸
5 エチレンオキシド	23	ロルエチレン）	5	二酸化硫黄
6 塩化ビニル	23の2	トリクロロエチレン	6	フエノール
7 塩素	23の3	トリレンジイソシアネート	7	ホスゲン
8 オーラミン	24	ナフタレン	8	硫酸
8の2 オルトトリルイジン	24の5	ニツケル化合物（24に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）	9	1から8までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
9 オルト-フタロジニトリル	25	ニツケルカルボニル		
10 カドミウム及びその化合物		ニトログリコール		
11 クロム酸及びその塩				
11の2 クロロホルム				
12 クロロメチルメチルエーテル				
13 五酸化バナジウム				

(2026年1月1日現在)

特別有機溶剤業務に係る作業にあっては、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任しなければなりません。特別有機溶剤業務とは、エチルベンゼンにあっては「塗装業務」、1,2-ジクロロプロパンにあっては「洗浄・拭きの業務」、クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトンにあっては「有機溶剤業務」を指す。

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習

[登録番号]
1-8

●講習期間

/ 3日間

(1日目 9:00 ~ 16:00)
(2日目 9:00 ~ 17:40)
(3日目 9:00 ~ 16:10)

終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

事業者は、酸素欠乏危険作業については、第1種酸素欠乏危険作業にあっては酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、第2種酸素欠乏危険作業にあっては酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければなりません。当協会が実施する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習の修了者は第1種及び第2種酸素欠乏危険作業において作業主任者として選任することができます。

労働安全衛生法施行令別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所 (酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の選任を必要とする場所を抜粋)

- 三の三 海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きよ、マンホール、溝若しくはピット又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある熱交換器等の内部
九 し尿、腐泥、汚水、バルブ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はピットの内部
十二 その他厚生労働大臣が定める場所

講習日程 予約日

講習会場 鹿児島教習所 (鹿児島市七ツ島)

定員

講習日	令和8年5月27日(水)~5月29日(金)	60名
予約日	令和8年3月30日(月)予約開始	
講習日	令和8年6月24日(水)~6月26日(金)	60名
予約日	令和8年4月27日(月)予約開始	
講習日	令和8年8月5日(水)~8月7日(金)	60名
予約日	令和8年6月8日(月)予約開始	
講習日	令和8年9月16日(水)~9月18日(金)	60名
予約日	令和8年7月13日(月)予約開始	
講習日	令和8年10月28日(水)~10月30日(金)	60名
予約日	令和8年8月31日(月)予約開始	
講習日	令和8年11月25日(水)~11月27日(金)	60名
予約日	令和8年9月28日(月)予約開始	
講習日	令和9年1月27日(水)~1月29日(金)	60名
予約日	令和8年11月24日(火)予約開始	
講習日	令和9年2月24日(水)~2月26日(金)	60名
予約日	令和8年12月21日(月)予約開始	



救急蘇生の実技風景



酸素濃度測定の実技風景

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

・会員事業所 ⇒ 21,340円 (10%税1,940円込)
・一般 ⇒ 22,110円 (10%税2,010円込)

内訳
・受講料 ⇒ 19,800円
・テキスト代 会員 ⇒ 1,540円
一般 ⇒ 2,310円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

学科 (1)酸欠症等及び救急そ生に関する知識 (3時間)
(2)酸欠症等の発生の原因及び防止措置に関する知識 (4時間)
(3)保護具に関する知識 (2時間)
(4)関係法令 (2.5時間)
(5)学科修了試験 (1時間)

実技 (1)救急そ生の方法 (2時間)
(2)酸素及び硫化水素の濃度の測定方法 (2時間)
(3)実技修了試験

申込方法

当協会ホームページからWeb予約願います。
(詳しくは、P31、P32を参照)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に郵送により修了証を交付します。

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援 助成金

助成金対象講習
(P27参照)

※作業主任者を選任したときは、作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければなりません。

有機溶剤 作業主任者の職務

- 作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 廻所排気装置、ブッシュループ換気装置等、並びに通風、並びに換気装置、労働者保護装置の他の労働者の健康障害を防ぐことを手配するための装置等1月を超えない期間ごとに点検すること。
- 保護具の使用状況を監視すること。
- タンクの内部において有機溶剤業務に労働者が従事するときには、次に記載の点検方法で1月を超えない期間ごとに点検すること。
・保護具の使用状況 (1)保護具の状況 (2)保護具の点検結果
1. 保護具、シザーハーネスその他の保護具が適切に着用されているか確認する。
2. 保護具が適切に着用されているか、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
3. 保護具が適切に着用されているか、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
4. 保護具が適切に着用されているか、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
5. 保護具が適切に着用されているか、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 保護具の使用状況 (1)保護具の状況 (2)保護具の点検結果
1. 保護具、シザーハーネスその他の保護具が適切に着用されているか確認する。
2. 保護具が適切に着用されているか、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
3. 保護具が適切に着用されているか、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
4. 保護具が適切に着用されているか、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

作業主任者
氏名

特定化学物質 作業主任者の職務

- 作業に従事する労働者が特定化学物質による危険性を受け、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 廻所排気装置、ブッシュループ換気装置等、並びに通風、並びに換気装置、労働者保護装置の他の労働者の健康障害を防ぐことを手配するための装置等1月を超えない期間ごとに点検すること。
- 保護具の使用状況を監視すること。
- タンクの内部において特定化学物質業務に労働者が従事するときには、次に記載の点検方法で1月を超えない期間ごとに点検すること。
・保護具の使用状況 (1)保護具の状況 (2)保護具の点検結果
1. 保護具、シザーハーネスその他の保護具が適切に着用されているか確認する。
2. 保護具が適切に着用されているか、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
3. 保護具が適切に着用されているか、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
4. 保護具が適切に着用されているか、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 保護具の使用状況 (1)保護具の状況 (2)保護具の点検結果
1. 保護具、シザーハーネスその他の保護具が適切に着用されているか確認する。
2. 保護具が適切に着用されているか、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
3. 保護具が適切に着用されているか、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
4. 保護具が適切に着用されているか、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

作業主任者
氏名

酸素欠乏危険 作業主任者の職務

- 第二種用(酸素欠乏・硫化水素危険作業)
- 作業に従事する労働者が酸素欠乏又は硫化水素の危険性を受け、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
 - その日の作業を監視する際、作業に従事するすべての労働者がガス行う場所を離れた後又は作業を開始する前及び労働者の身体、換気装置等に異常があつたときに、作業を行いう場所の室内中の酸素及び硫化水素の濃度を測定すること。
 - 測定器具、換気装置、空気呼吸器等その他の労働者が酸素欠乏等にかかることを防ぐための器具又は設備を点検すること。
 - 空気呼吸器の使用状況を監視すること。

作業主任者
氏名

石綿作業主任者の職務

- 作業に従事する労働者が特定石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 廻所排気装置、ブッシュループ換気装置、除じん装置その他の労働者が健康障害を防ぐことを手配するための装置等1月を超えない期間ごとに点検すること。
- 保護具の使用状況を監視すること。

作業主任者
氏名

金属アーク溶接等 作業主任者の職務

- 作業に従事する労働者が溶接ヒュームにより汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置等1月を超えない期間ごとに点検すること。
- 保護具の使用状況を監視すること。

作業主任者
氏名

石綿作業主任者技能講習

[登録番号]
1-20

●講習期間／2日間 (1日目9:00～16:40)
(2日目9:00～15:30)

石綿は、その吸入により肺がん、中皮腫等の重篤な健康障害を引き起こすことがあります。石綿等の取扱い作業等については、建築物の解体等の作業が中心となることから、石綿作業主任者技能講習が設けられており、当該講習を修了した者又は特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者から石綿作業主任者を選任することとされています。

講習日程 予約日

講習会場 鹿児島教習所 (鹿児島市七ツ島)

定員

講習日	令和8年4月30日(木)～5月1日(金)	88名
予約日	令和8年3月2日(月)予約開始	
講習日	令和8年6月18日(木)～6月19日(金)	88名
予約日	令和8年4月20日(月)予約開始	
講習日	令和8年7月30日(木)～7月31日(金)	88名
予約日	令和8年6月1日(月)予約開始	
講習日	令和8年9月3日(木)～9月4日(金)	88名
予約日	令和8年6月29日(月)予約開始	
講習日	令和8年10月8日(木)～10月9日(金)	88名
予約日	令和8年8月3日(月)予約開始	
講習日	令和8年12月3日(木)～12月4日(金)	88名
予約日	令和8年10月5日(月)予約開始	
講習日	令和9年2月4日(木)～2月5日(金)	88名
予約日	令和8年11月30日(月)予約開始	

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

・会員事業所 ⇒ 15,620円 (10%税1,420円込)
・一般 ⇒ 16,390円 (10%税1,490円込)

内訳
・受講料 ⇒ 14,300円
・テキスト代 会員 ⇒ 1,320円
一般 ⇒ 2,090円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

学科 (1)健康障害及びその予防措置に関する知識(2時間)
(2)作業環境の改善方法に関する知識(4時間)
(3)保護具に関する知識(2時間)
(4)関係法令(2時間)
(5)学科修了試験(1時間)

申込方法

当協会ホームページからWeb予約願います。
(詳しくは、P31、P32を参照)

講習科目

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援 助成金

助成金対象講習
(P27参照)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科試験に合格された方に郵送により修了証を交付します。

乾燥設備作業主任者技能講習

[登録番号]
1-2

●講習期間／2日間 (9:00～18:30)

乾燥設備による物の乾燥作業は、化学工場や機械器具製造工場などで広く行われていますが、これらの作業中に、乾燥設備の構造上の欠陥や作業方法の不適切などによって爆発、火災等の災害が発生しています。事業者は、労働安全衛生法施行令第六条第八号の作業については、乾燥設備作業主任者技能講習を修了した者のうちから、乾燥設備作業主任者を選任しなければなりません。

労働安全衛生法施行令第六条

八 次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業(抜粋)

イ 乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で、内容積が一立方メートル以上のもの

ロ 乾燥設備のうち、イの危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの又は熱源として電力を使用するもの

講習日程 予約日

講習会場 鹿児島教習所 (鹿児島市七ツ島)

定員

講習日	令和8年10月22日(木)～10月23日(金)	88名
予約日	令和8年8月24日(月)予約開始	

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

・会員事業所 ⇒ 15,400円 (10%税1,400円込)
・一般 ⇒ 15,950円 (10%税1,450円込)

内訳
・受講料 ⇒ 14,300円
・テキスト代 会員 ⇒ 1,100円
一般 ⇒ 1,650円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

受講資格

次のいずれかの経験を有する方

(1)乾燥設備の取扱いの作業に5年以上従事した経験を有する者

(2)学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者(大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者(当該学科を専攻した者に限る。)若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後1年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者

(3)学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者でその後2年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者

※上記の経験証明を申込書の裏面(P.34)実務経験従事証明書に必ず記入をお願いします。

(2)、(3)に該当される方は、卒業証明書(原本)又は卒業証書の写し(事業者の原本証明が必要)を添付して下さい。

申込方法

当協会ホームページからWeb予約願います。
(詳しくは、P31、P32を参照)

講習科目

学科 (1)乾燥設備等の構造及び取扱いの知識(4時間)
(2)乾燥設備等の点検整備及び異常時の処置に関する知識(4時間)
(3)乾燥作業の管理に関する知識(5時間)
(4)関係法令(2時間)
(5)学科修了試験(1時間)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科試験に合格された方に郵送により修了証を交付します。

【参考】 乾燥設備(乾燥室及び乾燥器)の種類

1 箱型乾燥器	6 振動乾燥器	11 ドラム型乾燥器
2 トンネル型乾燥器	7 流動層乾燥器	12 シート乾燥器
3 バンド型乾燥器	8 気流乾燥器	13 回転乾燥器(間接式)
4 多段円盤乾燥器	9 噴霧乾燥器	14 赤外線乾燥器
5 回転乾燥器	10 真空乾燥器	15 ウィケット乾燥器

金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習 [登録番号 1-23] ●講習期間／1日間 (9:00～17:40)

金属アーク溶接等作業を行う場合においては、当該講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができます。

講習日程 予約日

講習日	令和8年7月3日(金)	88名
予約日	令和8年5月7日(木)予約開始	
講習日	令和8年12月18日(金)	88名
予約日	令和8年10月19日(月)予約開始	

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援 助成金

助成金対象講習
(P27参照)

申込方法

当協会ホームページからWeb予約願います。
(詳しくは、P31、P32を参照)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科試験に合格された方に郵送により修了証を交付します。

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

・会員事業所 ⇒ 12,210円 (10%税1,110円込)
・一般 ⇒ 12,870円 (10%税1,170円込)

内訳
・受講料 ⇒ 11,000円
・テキスト代 会員 ⇒ 1,210円
一般 ⇒ 1,870円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

- 学科 (1)健康障害及びその予防措置に関する知識 (1時間)
(2)作業環境の改善方法に関する知識 (2時間)
(3)保護具に関する知識 (2時間)
(4)関係法令 (1時間)
(5)学科修了試験 (1時間)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の概要

改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第14条において、事業者は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令318号。以下「令」という。）第6条に掲げる作業については、技能講習を修了した者のうちから、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮等を行わせることを義務付けている。
- 令和2年の特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）改正により、溶接ヒュームが特定化学物質に追加されたため、令和3年4月1日からは溶接ヒュームを含む特定化学物質に係る作業主任者については特化則第27条において、事業者は、令第6条第18号の作業について、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（以下「特化物技能講習」という。）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならないとされている。
- しかし、現在、当該講習の受講者の多くが、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下「金属アーク溶接等作業」という。）のみに従事する者となっている。これらの者は、溶接ヒュームしか取り扱わないにもかかわらず、特化物技能講習においては溶接ヒューム以外の特定化学物質及び四アルキル鉛に係る全ての科目を受講する必要がある等、受講者の負担が大きく、金属アーク溶接等作業に限定した講習の新設が強く要望されているところである。
- このため、特化物技能講習の講習科目のうち、金属アーク溶接等作業に係るものに限定した技能講習（以下「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」という。）を新設し、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、当該講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとし、特化則等について所要の改正を行う。令和5年4月3日公布及び告示。令和6年1月1日施行及び適用。

講習名	作業主任者（○は選任可能）				備考
	特定化学物質	四アルキル鉛等	石綿	金属アーク溶接等	
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	○	○	×	※ ³	現行制度
特定化学物質等作業主任者技能講習	○	×	○	※ ³	旧制度
四アルキル鉛等作業主任者技能講習	×	○	×	×	旧制度
石綿作業主任者技能講習 ※ ¹	×	×	○	×	現行制度
金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習 ※ ²	×	×	×	○	新設

※¹ 石綿作業主任者技能講習は平成18年4月から実施されており、それ以前の特定化学物質等作業主任者技能講習修了者から選任することもできます。

※² 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習は令和6年1月1日から施行及び適用されており、今回新設された金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を修了した者のうちから金属アーク溶接等作業主任者を選任することが可能となりました。

※³ 溶接ヒュームは特定化学物質に該当し、特定化学物質及び四アルキル鉛等、特定化学物質等の技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者として選任しても差し支えありません。

特別教育

事業者は、労働災害を防止するため、危険又は有害業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないと労働安全衛生法で定められています。当協会は、事業者に代わり安全衛生教育を実施しています。

ローラー運転業務の特別教育

●講習期間／2日間 (学科1日目9:00～16:30)
(実技2日目9:00～14:30)

締固め用機械（ローラー）で動力を用い不特定の場所に自走することができるものの運転の業務に必要な教育です。
(道路上を走行させる運転を除く)

講習日程 予約日

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員

講習日	令和8年6月16日(火)～6月17日(水)	30名
予約日	令和8年4月20日(月)予約開始	
講習日	令和8年10月13日(火)～10月14日(水)	30名
予約日	令和8年8月17日(月)予約開始	
講習日	令和9年2月24日(木)～2月25日(木)	30名
予約日	令和8年12月21日(月)予約開始	

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

- ・会員事業所 ⇒ 17,270円 (10%税1,570円込)
・一般 ⇒ 20,570円 (10%税1,870円込)

内訳
・受講料 会員 ⇒ 15,400円
一般 ⇒ 18,700円
・テキスト代 ⇒ 1,870円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

学科 (1)ローラーに関する知識 (4時間)
(2)運転に必要な一般知識 (1時間)
(3)関係法令 (1時間)
実技 (1)ローラーの運転 (4時間)

申込方法

当協会ホームページからWeb予約願います。
(詳しくは、P31、P32を参照)

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援 助成金

助成金対象講習
(P27参照)

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

クレーン運転業務の特別教育

●講習期間／2日間 (学科1日目9:00～17:30)
(実技2日目9:00～16:30)

次に掲げるクレーンの運転の業務に必要な教育です。

イ. つり上げ荷重が5トン未満のクレーン ロ. つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハ

2日目（※付）が実技講習になります。予約者多数の場合は、表記日程と異なり、実技日を変更し、最大定員まで受け付けます。

5月例：5月18・19日→5月18・20日

※予約申込が一定数超える毎に上記のように実技日が変更になります。

クレーンの分類

クレーン	■ 天井クレーン	■ ケーブルクレーン
	■ ジブクレーン	■ テルハ
	■ 橋形クレーン	■ スタッカークレーン
	■ アンローダ	

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

- ・会員事業所 ⇒ 17,160円 (10%税1,560円込)
・一般 ⇒ 20,460円 (10%税1,860円込)

内訳
・受講料 会員 ⇒ 15,400円
一般 ⇒ 18,700円
・テキスト代 ⇒ 1,760円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習日程 予約日

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員 最大定員

講習日	令和8年5月18日(月)・19日(火)*	15名	60名
予約日	令和8年3月23日(月)予約開始		
講習日	令和8年7月6日(月)・7日(火)*	15名	60名
予約日	令和8年5月11日(月)予約開始		
講習日	令和8年9月14日(月)・15日(火)*	15名	45名
予約日	令和8年7月13日(月)予約開始		
講習日	令和8年11月9日(月)・10日(火)*	15名	60名
予約日	令和8年9月14日(月)予約開始		
講習日	令和9年1月25日(月)・26日(火)*	15名	60名
予約日	令和8年11月24日(火)予約開始		
講習日	令和9年3月8日(月)・9日(火)*	15名	60名
予約日	令和9年1月12日(火)予約開始		

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

講習科目

学科 (1)クレーンに関する知識 (3時間)
(2)原動機及び電気にに関する知識 (3時間)
(3)運転に必要な力学に関する知識 (2時間)
(4)関係法令 (1時間)
実技 (1)クレーンの運転 (3時間)
(2)運転のための合図 (1時間)

申込方法

当協会ホームページからWeb予約願います。
(詳しくは、P31、P32を参照)

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援 助成金

助成金対象講習
(P27参照)

小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務の特別教育

●講習期間／2日間 (学科1日目9:00~17:30)
(実技2日目9:00~16:15)

機体重量が3トン未満の労働安全衛生法施行令別表第七第一号、二号に掲げる建設機械で動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務に必要な教育です。（道路上を走行させる運転を除く）

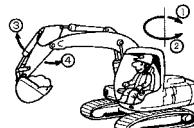
講習日程 予約日

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員

講習日	令和8年7月21日(火)～7月22日(水)	45名
予約日	令和8年5月25日(月)予約開始	

講習日	令和8年11月5日(木)～11月6日(金)	45名
予約日	令和8年9月7日(月)予約開始	



旋回とアームの動き



小型バックホーの掘削作業

申込方法

当協会ホームページからWeb予約願います。
(詳しくは、P31、P32を参照)

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

・会員事業所	⇒ 16,830円 (10%税1,530円込)
・一般	⇒ 20,130円 (10%税1,830円込)

内訳	・受講料	会員 ⇒ 15,400円
		一般 ⇒ 18,700円
	・テキスト代	⇒ 1,430円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

学科 (1)走行装置の構造、取扱いの知識 (3時間)
(2)作業装置の構造、取扱い及び作業方法の知識 (2時間)

(3)運転に必要な一般知識 (1時間)

(4)関係法令 (1時間)

実技 (1)走行の操作 (4時間)

(2)作業装置の操作 (2時間)

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援 助成金

助成金対象講習
(P27参照)

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

アーク溶接等の業務の特別教育

●講習期間／3日間 (9:00~17:40)

アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務に必要な教育です。

3日目（※付）が実技講習になります。予約者多数の場合は、表記日程と異なり、実技日を変更し、最大定員まで受け付けます。

4月例：4月13・14・15日

→4月13・14・16日

※予約申込が一定数を超える毎に上記のように実技日が変更になります。

「溶接ヒューム」が労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることから、特定化学物質（第2類物質）に加えられました。金属アーク溶接等作業については、金属アーク溶接等作業主任者の選任（P17参照）又は特定化学物質作業主任者の選任（P17参照）や健康障害防止措置が義務付けられています。

講習日程 予約日

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員 最大定員

講習日	令和8年4月13日(月)・14日(火)・15日(水)※	36名	60名
予約日	令和8年2月16日(月)予約開始		

講習日	令和8年6月8日(月)・9日(火)・10日(水)※	36名	60名
予約日	令和8年4月13日(月)予約開始		

講習日	令和8年9月1日(火)・2日(水)・3日(木)※	36名	60名
予約日	令和8年6月29日(月)予約開始		

講習日	令和8年11月24日(火)・25日(水)・26日(木)※	36名	60名
予約日	令和8年9月28日(月)予約開始		

講習日	令和9年1月12日(火)・13日(水)・14日(木)※	36名	60名
予約日	令和8年11月9日(月)予約開始		

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

・会員事業所	⇒ 21,010円 (10%税1,910円込)
・一般	⇒ 24,310円 (10%税2,210円込)

内訳	・受講料	会員 ⇒ 19,800円
		一般 ⇒ 23,100円
	・テキスト代	⇒ 1,210円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

学科 (1)アーク溶接等に関する知識 (1時間)
(2)アーク溶接装置に関する基礎知識 (3時間)
(3)アーク溶接等の作業方法に関する知識 (6時間)
(4)関係法令 (1時間)

実技 (1)アーク溶接装置等の取扱い及び作業方法 (10時間)

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援 助成金

助成金対象講習
(P27参照)

申込方法

当協会ホームページからWeb予約願います。
(詳しくは、P31、P32を参照)

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

巻上げ機の運転業務の特別教育

●講習期間／2日間 (学科1日目9:00~16:30)
(実技2日目9:00~14:10)

動力により駆動される巻上げ機（電気ホイスト、エヤーホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く。）の運転の業務に必要な特別教育です。巻上げ機（ワインチ）は、建築、土木工事など建設現場で資材等の荷上げ用に多く使われていています。

講習日程 予約日

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員

講習日	令和8年5月7日(木)～5月8日(金)	30名
予約日	令和8年3月9日(月)予約開始	
講習日	令和8年10月5日(月)～10月6日(火)	30名
予約日	令和8年8月3日(月)予約開始	
講習日	令和9年3月4日(木)～3月5日(金)	30名
予約日	令和9年1月4日(月)予約開始	

申込方法

当協会ホームページからWeb予約願います。
(詳しくは、P31、P32を参照)

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援
助成金

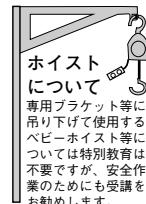
助成金対象講習
(P27参照)

巻き上げ機（ワインチ）の使用例



小型ワインチの例

建築・土木用ワインチ	工事用として使用され、瓦やソーラーパネル等の資材引き揚げに用いる
消防車・レッカーカー用ワインチ	落下物の引き上げ、事故車の牽引等に用いる
車両積載車用ワインチ	車両の積み下ろし等に用いる
四輪駆動車用ワインチ	他の車の救援、倒木等の障害物の撤去等に用いる



研削といしの取替え等の業務の特別教育(自由研削用)

●講習期間／1日間 (9:00~16:20)

研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務は特別教育が義務付けられています。

研削加工技術は日々進化し、ますます高速化、高精度化が進んでいますが、反面、毎年多数のグラインダ災害が発生しており、その原因として研削といしの取替えとその試運転の方法の誤りによるものや特別教育の未実施等が多く見られます。研削といしを取り扱う作業者は、研削といしの危険性を十分に認識し、安全に取り扱うことができる知識と技術を有していることが必要です。当協会では、自由研削用の特別教育を実施します。

講習日程 予約日

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員

講習日	令和8年4月17日(金)	36名
予約日	令和8年2月16日(月)予約開始	
講習日	令和8年6月19日(金)	36名
予約日	令和8年4月20日(月)予約開始	
講習日	令和8年8月20日(木)	36名
予約日	令和8年6月15日(月)予約開始	
講習日	令和8年10月8日(木)	36名
予約日	令和8年8月3日(月)予約開始	
講習日	令和8年11月30日(月)	36名
予約日	令和8年10月5日(月)予約開始	
講習日	令和9年1月7日(木)	36名
予約日	令和8年11月2日(月)予約開始	
講習日	令和9年2月25日(木)	36名
予約日	令和8年12月21日(月)予約開始	

申込方法

当協会ホームページからWeb予約願います。
(詳しくは、P31、P32を参照)

自由研削と機械研削の違いについて

区分	自由研削と機械研削の違い	機械の種類
自由研削	グラインダ等を手に持って加工物に押し当てて研削するか、あるいは加工物をグラインダ等に押し当てて研削するもの	・ボータブルグラインダ ・ディスクグラインダ ・アンダーラグラインダ
機械研削	機械に固定した加工物を機械が自動的に（又は手動で）研削を行うもの	・円筒研削盤 ・内面研削盤 ・平面研削盤 ・バーチカルグラインダ ・ハンドグラインダ ・両頭グラインダ ・心なし研削盤 ・ならい研削盤 ・ねじ研削盤

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

●講習期間／1日間 (9:00~16:30)

事業者は、「高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」に従事する労働者に対し、特別教育を行うことが義務付けられています。

講習日程 予約日

講習日	令和8年4月27日(月)	30名
予約日	令和8年3月2日(月)予約開始	
講習日	令和8年7月1日(水)	30名
予約日	令和8年5月7日(木)予約開始	
講習日	令和8年11月4日(水)	30名
予約日	令和8年9月7日(月)予約開始	
講習日	令和9年2月8日(月)	30名
予約日	令和8年12月7日(月)予約開始	

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援 助成金

助成金対象講習
(P27参照)

定員

申込方法

当協会ホームページからWeb予約願います。
(詳しくは、P31、P32を参照)

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

- ・会員事業所 ⇒ 10,725円 (10%税975円込)
・一般 ⇒ 12,925円 (10%税1,175円込)

内訳

- ・受講料 会員 ⇒ 9,900円
一般 ⇒ 12,100円
・テキスト代 ⇒ 825円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

- 学科 (1)作業に関する知識 (1時間)
(2)墜落制止用器具に関する知識 (2時間)
(3)労働災害防止に関する知識 (1時間)
(4)関係法令 (0.5時間)
実技 (1)墜落制止用器具の使用の方法等(1.5時間)

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

低圧電気取扱業務の特別教育

●講習期間／2日間 (9:00~17:35)

低圧（直流にあっては750ボルト以下、交流にあっては600ボルト以下である電圧をいう。）の充電電路（一部を除く）の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路（一部を除く）のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務は特別教育が必要です。

講習日程 予約日

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員 最大定員

講習日	令和8年6月15日(月)～6月16日(火)	30名	60名
予約日	令和8年4月20日(月)予約開始		
講習日	令和8年10月21日(水)～10月22日(木)	30名	60名
予約日	令和8年8月24日(月)予約開始		
講習日	令和9年1月20日(水)～1月21日(木)	30名	60名
予約日	令和8年11月16日(月)予約開始		

申込方法

当協会ホームページからWeb予約願います。
(詳しくは、P31、P32を参照)

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

講習科目

- 学科 (1)低圧の電気に関する基礎知識 (1時間)
(2)低圧の電気設備に関する基礎知識 (2時間)
(3)低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 (1時間)
(4)低圧の活線作業及び活線近接作業の方法 (2時間)
(5)関係法令 (1時間)
実技 (1)低圧の活線作業及び活線近接作業の方法 (7時間)

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

- ・会員事業所 ⇒ 16,170円 (10%税1,470円込)
・一般 ⇒ 19,470円 (10%税1,770円込)

- 内訳
・受講料 会員 ⇒ 15,400円
一般 ⇒ 18,700円
・テキスト代 ⇒ 770円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援 助成金

助成金対象講習
(P27参照)

粉じん作業の業務の特別教育

●講習期間／1日間 (9:00~15:00)

粉じんによる疾病の代表的なものであるじん肺は、粉じんを吸入したことにより肺に線維性の変化が起きる病気で、現在の医学ではこの病変を回復させる有効な治療方法はありません。事業者は、常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、労働者に対して特別の教育を行わなければなりません。

講習日程 予約日

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員

講習日	令和8年7月9日(木)	70名
予約日	令和8年5月11日(月)予約開始	

申込方法

当協会ホームページからWeb予約願います。
(詳しくは、P31、P32を参照)

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援 助成金

助成金対象講習
(P27参照)

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

- ・会員事業所 ⇒ 8,580円 (10%税780円込)
・一般 ⇒ 11,880円 (10%税1,080円込)

内訳

- ・受講料 会員 ⇒ 7,700円
一般 ⇒ 11,000円
・テキスト代 ⇒ 880円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

- 学科 (1)粉じん作業に係る疾病及び健康管理 (1時間)
(2)粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法 (1時間)
(3)作業場の管理 (1時間)
(4)呼吸用保護具の使用方法 (30分)
(5)関係法令 (1時間)

職長教育

労働安全衛生法では一定の業種の新任の職長に対し、安全衛生についての教育を行うことを義務付けています。

職長等の教育を行うべき業種（安衛法施行令第19条）

1. 建設業 2. 製造業 但し、次に掲げるものを除く イ. たばこ製造業 ロ. 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く） ハ. 衣服その他繊維製品製造業 ニ. 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く） 3. 電気業 4. ガス業 5. 自動車整備業 6. 機械修理業

講習日程 予約日

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員

講習日	令和8年5月14日(木)～5月15日(金)	48名
予約日	令和8年3月16日(月)予約開始	
講習日	令和8年6月29日(月)～6月30日(火)	48名
予約日	令和8年5月7日(木)予約開始	
講習日	令和8年7月27日(月)～7月28日(火)	48名
受付日	令和8年6月1日(月)予約開始	
講習日	令和8年9月10日(木)～9月11日(金)	48名
予約日	令和8年7月6日(月)予約開始	
講習日	令和8年11月4日(木)～11月5日(木)	48名
予約日	令和8年9月7日(月)予約開始	
講習日	令和8年12月10日(木)～12月11日(金)	48名
予約日	令和8年10月13日(火)予約開始	
講習日	令和9年1月21日(木)～1月22日(金)	48名
予約日	令和8年11月16日(月)予約開始	
講習日	令和9年3月11日(木)～3月12日(金)	48名
予約日	令和9年1月12日(火)予約開始	

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

- ・会員事業所 ⇒ 12,980円 (10%税1,180円込)
・一般 ⇒ 16,280円 (10%税1,480円込)

内訳・受講料 会員 ⇒ 12,100円

一般 ⇒ 15,400円

・テキスト代 ⇒ 880円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

- 学科
(1)作業方法の決定及び労働者の配置に関する事項 (2時間)
(2)労働者に対する指導又は監督の方法に関する事項 (2.5時間)
(3)危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事項 (4時間)
(4)異常時における措置に関する事項 (1.5時間)
(5)その他現場監督として行うべき労働災害防止活動に関する事項 (2時間)

申込方法

当協会ホームページからWeb予約願います。
(詳しくは、P31、P32を参照)

修了証

所定の講習科目を修了された方に修了証を交付します。

受講対象者

新たに職務につくことになった職長その他作業中の労働者を直接指導又は監督する方

【安全衛生責任者教育を必要とする建設業の方へ】

当協会が実施する職長教育には安全衛生責任者教育は含まれておりません。

安全管理者選任時研修

●講習期間／1.5日間 (1日目9:00～16:30) (2日目9:00～12:10)

職場における労働者の安全の確保をより一層推進するため、安全管理者の選任にあたっては、従来の学歴と実務経験に加えて、一定の研修を修了することが必要です。

当協会では、安全管理者の選任時に必要な厚生労働大臣が定める研修を実施します。

(参考：安全管理者の学歴と実務経験)

学歴		経験年数	実務内容
1	大学又は高等専門学校において	理科系統の正規の課程を修めて卒業した者	2年以上
2		上記以外の課程を修めて卒業した者	4年以上
3	高等学校又は中等教育学校において	理科系統の正規の学科を修めて卒業した者	4年以上
4		上記以外の学科を修めて卒業した者	6年以上
5	その他		7年以上

安全管理者を選任すべき事業場 常時50人以上の労働者を使用する次の事業場

- 一. 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
二. 製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

研修日程 予約日

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員

講習日	令和8年6月4日(木)～6月5日(金)	70名
予約日	令和8年4月6日(月)予約開始	
講習日	令和8年9月29日(火)～9月30日(水)	70名
予約日	令和8年7月27日(月)予約開始	
講習日	令和9年2月8日(月)～2月9日(火)	70名
予約日	令和8年12月7日(月)予約開始	

研修対象者

上記の学歴かつ実務経験の要件を満たし、安全管理者として選任される予定の方

申込方法

当協会ホームページからWeb予約願います。
(詳しくは、P31、P32を参照)

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

- ・会員事業所 ⇒ 17,160円 (10%税1,560円込)
・一般 ⇒ 21,560円 (10%税1,960円込)

内訳・受講料 会員 ⇒ 15,400円

一般 ⇒ 19,800円

・テキスト代 ⇒ 1,760円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

研修科目

- 学科
(1)安全管理 (3時間)
(2)安全教育 (1.5時間)
(3)危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 (3時間)
(4)関係法令 (1.5時間)

修了証

所定の研修科目を修了された方に安全管理者選任時研修修了証を交付します。

養成講習

労働者数50人未満の事業場における安全衛生活動を推進するためには、事業者の指揮を受けて日々具体的な安全衛生活動を担当する人を選任することが必要です。労働者数10人以上50人未満の事業場において製造業、建設業等所定の業種にあっては安全衛生推進者を、それ以外の業種にあっては衛生推進者を本講習を修了した者等のうちから選任しなければならないこととされています。

安全衛生推進者を選任しなければならない業種

- 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

※衛生推進者は上記以外の業種

■安全衛生推進者養成講習 [登録番号 500-1]

●講習期間／2日間 (1日目9:00～16:40)
(2日目9:00～14:30)

講習日程 予約日

講習会場 鹿児島教習所(鹿児島市七ツ島)
表示例: オロ左のマークのある講習日については、オロシティホールでの実施となります。(鹿児島市卸本町 P30参照) 定員

オロ

講習日	令和8年6月2日(火)～6月3日(水)	80名
予約日	令和8年4月6日(月)予約開始	

講習日	令和8年10月15日(木)～10月16日(金)	80名
予約日	令和8年8月17日(月)予約開始	

オロ

講習日	令和8年12月21日(月)～12月22日(火)	80名
予約日	令和8年10月26日(月)予約開始	

受講対象者

安全衛生推進者として選任予定の方

申込方法

当協会ホームページからWeb予約願います。
(詳しくは、P31、P32を参照)

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

- ・会員事業所⇒15,290円 (10%税1,390円込)
・一般⇒15,730円 (10%税1,430円込)

内訳
・受講料 ⇒ 14,300円
・テキスト代 会員 ⇒ 990円
一般 ⇒ 1,430円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

学科

- 安全管理 (2時間)
- 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 (2時間)
- 作業環境管理及び作業管理 (2時間)
- 健康の保持増進対策 (1時間)
- 安全衛生教育 (1時間)
- 安全衛生関係法令 (2時間)

講習科目

修了証

所定の講習科目を修了された方に養成講習修了証を交付します。

■衛生推進者養成講習 [登録番号 500-2]

●講習期間／1日間 (9:00～15:40)

講習日程 予約日

講習会場 オロシティホール(鹿児島市卸本町)
定員

講習日	令和8年8月26日(水)	80名
予約日	令和8年6月22日(月)予約開始	

講習日	令和9年1月6日(水)	80名
予約日	令和8年11月2日(月)予約開始	

受講対象者

衛生推進者として選任予定の方

申込方法

当協会ホームページからWeb予約願います。
(詳しくは、P31、P32を参照)

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

- ・会員事業所⇒11,770円 (10%税1,070円込)
・一般⇒12,100円 (10%税1,100円込)

内訳
・受講料 ⇒ 11,000円
・テキスト代 会員 ⇒ 770円
一般 ⇒ 1,100円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

学科

- 作業環境管理及び作業管理(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等を含む) (2時間)
- 健康の保持増進対策 (1時間)
- 労働衛生教育 (1時間)
- 労働衛生関係法令 (1時間)

講習科目

修了証

所定の講習科目を修了された方に養成講習修了証を交付します。

労働安全衛生規則

(安全衛生推進者等の氏名の周知)

第十二条の四 事業者は、安全衛生推進者等を選任したときは、当該安全衛生推進者等の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

安全衛生推進者又は衛生推進者の職務は、具体的には、次のようなものです。

- 施設、設備等(安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。)の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に關すること。
- 作業環境の点検(作業環境測定を含む。)及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に關すること。
- 健康診断及び健康の保持増進のための措置に關すること。
- 安全衛生教育に關すること。
- 異常な事態における応急措置に關すること。
- 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に關すること。
- 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に關すること。
- 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に關すること。

免許試験準備講習

常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、安全衛生管理業務のうち衛生に係る事項を担当させるため、衛生管理者を選任しなければならないこととされています。当協会では、衛生管理者の免許取得を目指す方のために試験準備講習を行っています。

＜選任を必要とする業種の区分＞

業種	選任区分
・農林畜水産業・鉱業・建設業・製造業（物の加工業を含む）・電気業・ガス業	・第一種衛生管理者
・水道業・熱供給業・運送業・自動車整備業・機械修理業・医療業及び清掃業	・その他
・その他の業種	・第一種衛生管理者 ・第二種衛生管理者 ・その他

＜衛生管理者免許試験の受験資格＞

学歴	経験年数	経験内容
大学又は高等専門学校卒業者	1年以上	労働衛生の実務に従事した経験
高等学校又は中等教育学校卒業者	3年以上	
その他	10年以上	

■第一種衛生管理者免許試験準備講習

講習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島七ツ島）

定員

講習日	令和8年6月1日(月)～6月3日(水)	80名
受付日	令和8年4月6日(月)～5月1日(金)	

受講対象者

第一種衛生管理者免許試験を受けようとする方

申込方法

当協会ホームページから直接お申し込み下さい。

※受付期間内に定員に達した場合は、締め切らせていただきます。

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

- ・会員事業所 ⇒ 23,980円 (10%税2,180円込)
・一般 ⇒ 27,280円 (10%税2,480円込)

内訳
・受講料 会員 ⇒ 16,500円
一般 ⇒ 19,800円
・テキスト代 (3冊セット) ⇒ 7,480円

※会員事業所は会員価格での料金となっております。

学科 (1)労働衛生 (5.5時間)
(2)労働生理 (3時間)
(3)関係法令 (10時間)

●講習期間／3日間 (1日目9:00～17:30) (2日目9:00～17:30) (3日目9:00～16:00)

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

- ・会員事業所 ⇒ 17,490円 (10%税1,590円込)
・一般 ⇒ 20,790円 (10%税1,890円込)

内訳
・受講料 会員 ⇒ 12,100円
一般 ⇒ 15,400円
・テキスト代 (3冊セット) ⇒ 5,390円

※会員事業所は会員価格での料金となっております。

学科 (1)労働衛生 (3時間) [有害業務を除く]
(2)労働生理 (3時間)
(3)関係法令 (6時間) [有害業務を除く]

受講対象者

第二種衛生管理者免許試験を受けようとする方

申込方法

当協会ホームページから直接お申し込み下さい。

※受付期間内に定員に達した場合は、締め切らせていただきます。

講習科目

令和8年度労働安全衛生法に基づく鹿児島地区出張特別試験のご案内

令和8年度の鹿児島地区出張特別試験（学科）は、次の要領で行われる予定です。

地区名	鹿児島会場
試験日	令和8年8月22日(土)、8月23日(日)
試験会場	ホテル自治会館（鹿児島市鴨池新町7-4）
試験の種類	衛生管理者、クレーン・デリック、移動式クレーン、潜水士、揚貨装置、ボイラー関係
問い合わせ先等	別途「免許試験の御案内〔令和8年度出張特別試験用〕及び受験申請書」をお取り寄せのうえ、希望試験種類の受付団体へお問い合わせ下さい。

久留米市で受験 九州管内では、次の会場で労働安全衛生法に基づく各種免許試験を行っています。

（公財）安全衛生技術試験協会 九州安全衛生技術センター (〒839-0809 福岡県久留米市東合川5-9-3 TEL.0942-43-3381)

試験日・試験の種類等詳細は、「労働安全衛生法に基づく各種免許試験のご案内」をご覧下さい。

インターネットで試験日程・試験問題が公表されています。ホームページ・アドレス <https://www.exam.or.jp/> (令和8年1月1日現在)

受験申請書の求め方

受験申請用紙の郵送を希望される方は、「必要部数」を明記したメモ書に、右記郵送料金分の郵便切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号封筒

縦33cm 横24cmの大きさ）を同封の上、当協会本部・支部又は技術センターへお申し込み下さい。

（又はレターパック）

テキスト・問題集等の取り扱い先 卫生管理者・クレーン関係等のテキスト類は、次の団体が取り扱っています。

○衛生管理者 [衛生管理（管理編）、衛生管理（法令編）、試験標準問題集の3種類があります。]

■九州安全衛生サービスセンター 〒812-0008 福岡市博多区東光2-16-14 TEL.092-437-1664

■労働調査会九州支社 [問題集のみ] 〒810-0001 福岡市中央区天神4-2-20 TEL.092-713-1772

○クレーン関係

■日本クレーン協会福岡支部 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-12-6 TEL.092-471-7152

部数	1部	2部	3～4部	5～9部
送料	270円	320円	510円	750円

受講料・テキスト代のご案内（一覧表）

(1) 技能講習等

R 8 (2026) . 1. 1 現在

講習区分	掲載ページ	講習名	コース区分	助成金	受講料			テキスト代			合計(円)
					受講料	消費税(10%)	小計	会員区分	テキスト代	消費税(10%)	
技能講習 (就業制限)	5	車両系建設機械（整地等）運転	全科目	○	75,000	7,500	82,500	会員	900	90	990 83,490
			免除者	○	37,000	3,700	40,700	非会員	1,300	130	1,430 83,930
技能講習 (就業制限)	6	小型移動式クレーン運転	全科目	○	33,000	3,300	36,300	会員	900	90	990 41,690
			免除者	○	30,000	3,000	33,000	非会員	1,300	130	1,430 42,130
技能講習 (就業制限)	7	玉掛け	全科目	○	22,000	2,200	24,200	会員	900	90	990 25,190
			免除者	○	20,000	2,000	22,000	非会員	1,300	130	1,430 25,630
技能講習 (就業制限)	8	フォークリフト運転	全科目		33,000	3,300	36,300	会員	1,000	100	1,100 37,400
			免除者		20,000	2,000	22,000	非会員	1,500	150	1,650 37,950
技能講習 (就業制限)	9	高所作業車運転	全科目	○	33,000	3,300	36,300	会員	900	90	990 36,190
			免除者	○	32,000	3,200	35,200	非会員	1,300	130	1,430 36,630
技能講習 (就業制限)	10	床上操作式クレーン運転	全科目	○	28,000	2,800	30,800	会員	1,000	100	1,100 31,900
			免除者	○	26,000	2,600	28,600	非会員	1,500	150	1,650 32,450
技能講習 (就業制限)	11	車両系建設機械（解体用）運転		○	18,000	1,800	19,800	会員	900	90	990 20,790
				○	18,000	1,800	19,800	非会員	1,300	130	1,430 21,230
技能講習 (就業制限)	12	ガス溶接		○	33,000	3,300	36,300	会員	500	50	550 20,680
				○	33,000	3,300	36,300	非会員	800	80	880 21,100
技能講習 (就業制限)	12	不整地運搬車運転		○	33,000	3,300	36,300	会員	1,400	140	1,540 37,840
				○	33,000	3,300	36,300	非会員	2,000	200	2,200 38,500
技能講習 (就業主任者)	13	有機溶剤作業主任者		○	13,000	1,300	14,300	会員	1,300	130	1,430 15,730
				○	13,000	1,300	14,300	非会員	2,000	200	2,200 16,500
技能講習 (就業主任者)	14	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		○	13,000	1,300	14,300	会員	1,300	130	1,430 15,730
				○	13,000	1,300	14,300	非会員	2,000	200	2,200 16,500
技能講習 (就業主任者)	15	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		○	18,000	1,800	19,800	会員	1,400	140	1,540 21,340
				○	18,000	1,800	19,800	非会員	2,100	210	2,310 22,110
技能講習 (就業主任者)	16	石綿作業主任者		○	13,000	1,300	14,300	会員	1,200	120	1,320 15,620
				○	13,000	1,300	14,300	非会員	1,900	190	2,090 16,390
技能講習 (就業主任者)	16	乾燥設備作業主任者			13,000	1,300	14,300	会員	1,000	100	1,100 15,400
					10,000	1,000	11,000	非会員	1,500	150	1,650 15,950
技能講習 (就業主任者)	17	金属アーク溶接等作業主任者限定		○	10,000	1,000	11,000	会員	1,100	110	1,210 12,210
				○	10,000	1,000	11,000	非会員	1,700	170	1,870 12,870
養成講習	23	安全衛生推進者			13,000	1,300	14,300	会員	900	90	990 15,290
					10,000	1,000	11,000	非会員	1,300	130	1,430 15,730
養成講習	23	衛生推進者			10,000	1,000	11,000	会員	700	70	770 11,770
					1,000		1,000	非会員	1,000	100	1,100 12,100

※会員事業所のテキスト代は割引価格となります。

(2) 特別教育等

区分	掲載ページ	講習名	会員区分	助成金	受講料			テキスト代			合計(円) (①+②)
					受講料	消費税(10%)	小計①	テキスト代	消費税(10%)	小計②	
特別教育	18	ローラー運転	会員	○	14,000	1,400	15,400	1,700		170	1,870 17,270
			非会員	○	17,000	1,700	18,700				20,570
特別教育	18	クレーン運転	会員	○	14,000	1,400	15,400	1,600		160	1,760 17,160
			非会員	○	17,000	1,700	18,700				20,460
特別教育	19	小型車両系建設機械（整地等）運転	会員	○	14,000	1,400	15,400	1,300		130	1,430 16,830
			非会員	○	17,000	1,700	18,700				20,130
特別教育	19	アーク溶接等	会員	○	18,000	1,800	19,800	1,100		110	1,210 21,010
			非会員	○	21,000	2,100	23,100				24,310
特別教育	20	巻上げ機	会員	○	13,000	1,300	14,300	1,300		130	1,430 15,730
			非会員	○	16,000	1,600	17,600				19,030
特別教育	20	研削といしの取替え等（自由研削といし）	会員	○	9,000	900	9,900	1,200		120	1,320 11,220
			非会員	○	11,000	1,100	12,100				13,420
特別教育	21	低圧電気取扱	会員	○	14,000	1,400	15,400	700		70	770 16,170
			非会員	○	17,000	1,700	18,700				19,470
特別教育	21	粉じん作業	会員	○	7,000	700	7,700	800		80	880 8,580
			非会員	○	10,000	1,000	11,000				11,880
特別教育	21	フルハーネス型墜落制止用器具	会員	○	9,000	900	9,900	750		75	825 10,725
			非会員	○	11,000	1,100	12,100				12,925
その他	22	安全管理者選任時研修	会員		14,000	1,400	15,400	1,600		160	1,760 17,160
			非会員		18,000	1,800	19,800				21,560
その他	22	職長教育	会員		11,000	1,100	12,100	800		80	880 12,980
			非会員		14,000	1,400	15,400				16,280
試験準備講習	24	第一種衛生管理者	会員		15,000	1,500	16,500	6,800		680	7,480 23,980
			非会員		18,000	1,800	19,800				27,280
試験準備講習	24	第二種衛生管理者	会員		11,000	1,100	12,100	4,900		490	5,390 17,490
			非会員		14,000	1,400	15,400				20,790

※助成金に○が付してある講習は、人材開発支援助成金を利用できます。（詳細は27ページ）

※テキスト代は、出版社の都合により、事前に断りなしに変更される場合があります。

講習科目の免除一覧表

技能講習名	受講の免除を受けることのできる者	免除講習科目
車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習	<p>1 道路交通法第84条第3項の大型特殊自動車免許又は同条第4項の大型特殊自動車第二種免許を有する者</p> <p>2 次のいずれかに掲げる者であって、令第20条第12号若しくは安衛則第36条第9号の業務のうち令別表第7第1号、第2号若しくは第6号に掲げる建設機械の運転の業務又は令第20条第14号若しくは安衛則第36条第5号の3の業務に、三月以上従事した経験を有する者</p> <p>イ 道路交通法第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者</p> <p>ロ 道路交通法第84条第4項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を有する者</p> <p>3 不整地運搬車運転技能講習を修了した者</p>	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 走行の操作
不整地運搬車運転技能講習	<p>1 建設業法施行令第34条に規定する建設機械施工管理技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で第二次検定においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は二級の技術検定で施工技術検定規則第一条第一項第二号から第六号までに定められた検定種別に該当するものに合格した者</p> <p>2 道路交通法第84条第3項の大型特殊自動車免許又は同条第4項の大型特殊自動車第二種免許を有する者</p> <p>3 次のいずれかに掲げる者であって、令第20条第12号若しくは安衛則第36条第9号の業務のうち令別表第7第1号、第2号若しくは第6号に掲げる建設機械の運転の業務又は令第20条第14号若しくは安衛則第36条第5号の3の業務に、三月以上従事した経験を有する者</p> <p>イ 道路交通法第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者</p> <p>ロ 道路交通法第84条第4項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を有する者</p> <p>4 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習又は車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者</p>	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 走行の操作
玉掛け技能講習	<p>1 クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者</p> <p>2 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者</p> <p>3 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令第6条の規定による改正前のクレーン等安全規則第223条に規定するクレーン運転士免許又は同令第235条に規定するデリック運転士免許を受けた者</p>	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 クレーン等の運転のための合図
床上操作式クレーン運転技能講習	<p>1 移動式クレーン運転士免許を受けた者</p> <p>2 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者</p>	運転のために必要な力学に関する知識 運転のための合図
	<p>1 揚貨装置運転士免許を受けた者</p> <p>2 玉掛け技能講習を修了した者</p> <p>3 旧クレーン則第235条に規定するデリック運転士免許を受けた者</p>	運転のために必要な力学に関する知識 運転のための合図
小型移動式クレーン運転技能講習	<p>1 クレーン・デリック運転士免許を受けた者</p> <p>2 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者</p> <p>3 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令第6条の規定による改正前のクレーン等安全規則第223条に規定するクレーン運転士免許を受けた者</p>	運転のために必要な力学に関する知識 運転のための合図
	<p>1 揚貨装置運転士免許を受けた者</p> <p>2 玉掛け技能講習を修了した者</p> <p>3 旧クレーン則第235条に規定するデリック運転士免許を受けた者</p>	運転のために必要な力学に関する知識 運転のための合図
フォークリフト運転技能講習	<p>1 道路交通法第84条第3項の大型特殊自動車免許（カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものを除く。）又は同条第4項の大型特殊自動車第二種免許（カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものを除く。）を有する者</p> <p>1 道路交通法第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許（カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものに限る。）を有する者</p> <p>2 道路交通法第84条第4項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許又は大型特殊自動車第二種免許（カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものに限る。）を有する者</p>	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 走行の操作
	移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識
高所作業車運転技能講習	<p>1 建設業法施行令第37条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者</p> <p>2 道路交通法第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許又は同条第4項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許若しくは大型特殊自動車第二種免許を有する者</p> <p>3 フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習、車両系建設機械（基礎工用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者</p>	原動機に関する知識 運転に必要な一般的な事項に関する知識 原動機に関する知識

建設事業主の方へ

人材開発支援助成金 (建設労働者技能実習コース) のご案内

詳細は、鹿児島労働局職業対策課助成金申請コーナー (TEL 099-219-5101) へお問い合わせください。

雇用保険料率 1,000 分の 17.5 の適用を受ける事業主

対象者

雇用保険加入者

支給要件

助成額

- ① 受講料を事業主が負担していること。
- ② 講習期間中、賃金を支払っていること。

- 受講料 (45~75%)
- 賃金助成 (7,600~8,500円) × 日数分 [1日あたり3時間の受講が必要]
※事業場規模により変動

助成対象となる技能講習等

- 1 車両系建設機械（整地等）運転技能講習
- 2 小型移動式クレーン運転技能講習
- 3 玉掛け技能講習
- 4 床上操作式クレーン運転技能講習
- 5 高所作業車運転技能講習
- 6 不整地運搬車運転技能講習
- 7 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- 8 ガス溶接技能講習
- 9 有機溶剤作業主任者技能講習
- 10 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- 11 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- 12 石綿作業主任者技能講習
- 13 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習

助成対象となる特別教育

- 1 ローラー運転業務の特別教育
- 2 小型車両系建設機械（整地等）運転業務の特別教育
- 3 クレーン運転業務の特別教育
- 4 卷上げ機の運転業務の特別教育
- 5 アーク溶接等の業務の特別教育
- 6 低圧電気取扱業務の特別教育
- 7 フルハーネス型墜落制止用器具の特別教育
- 8 研削といしの取替え等の業務の特別教育
- 9 粉じん作業の業務の特別教育

手続きの流れ

①受講申込書の
助成金利用欄に
チェック

②講習修了後、助成金支給申請書受け取り
(講習時に受講者へお渡しか郵送します)
・人材開発支援助成金支給申請書
・助成金支給申請内訳書
・技能実習委託契約書
・カリキュラム表

③講習修了後、申請書類と提出書類を揃えて2ヶ月
以内に労働局へ申請。

申
請
問
合
せ
先

鹿児島労働局 職業対策課 助成金申請コーナー TEL 099-219-5101 FAX 099-227-7707
〒892-0847 鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石第一生命ビル2階

(注意)この助成金案内は令和8年1月1日現在の内容であり変更になる場合があります。ご了承ください。

労働基準協会への入会のご案内

当協会は、労働条件向上及び労働災害防止並びに労働衛生対策に関する事業を行い、もって勤労者の福祉の向上に寄与することを目的として設立された公益法人です。

職場の人々が、安全で健康に働く職場環境の形成をめざして各種事業を進めております。

是非、ご入会下さいますようご案内致します。

なお、詳細については、当協会ホームページのトップ画面（入会のご案内・事業案内リーフレット等）をご覧下さいませ。

会員となるには 県内の地域ごとに設置された各支部に直接お問い合わせ、お申し込み下さい。

（入会申込書は本ページ下段に、各支部お問い合わせ先は29ページをご参照下さい。）

会員のメリット

割引サービス

各種料金の割引サービスを受けられます。

- 技能講習で使用するテキスト代の割引
- 特別教育等の受講料・参加費などの割引
- 安全衛生教育視聴覚教材（DVD）の貸出し（無料）

情報提供

各種情報提供を受けられます。

- 毎月、無料で機関誌「鹿児島労基」を配付し、労働安全衛生関係法令、労働行政の情報提供。
- 労働安全衛生法に基づく各種講習案内
- 労務管理講習会、全国安全週間、全国労働衛生週間説明会等のご案内

用品の申込み

中央労働災害防止協会安全衛生用品購入のお手伝い。

- 安全・衛生週間・年末年始無災害運動用品
- 安全衛生教育テキスト

中災防のポスター・用品例



年会費（全支部統一金額）

労働者数	会費（不課税）
9人以下	4,000円
10人から29人	5,000円
30人から99人	8,000円
100人から199人	10,000円
200人から499人	12,000円
500人以上	20,000円

-----キリトリ<コピーしてお使い下さい。>-----

正会員入会申込書

フリガナ			
事業場名			
所在地	〒		
フリガナ			
代表者職氏名			
電話番号		FAX番号	
事業の種類			
労働者数	(パート・アルバイトを含む) 計 名		

貴協会の趣旨に賛同し、正会員として申し込みます。

年 月 日

代表者氏名

印

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会長 殿

(公社)鹿児島県労働基準協会 支部のご案内

当協会は、各種事業推進のため鹿児島県内に8箇所の支部を設置し、会員事業場のサービス向上に努めてまいります。
(令和8年1月現在)

支部名	所在地	電話番号
鹿児島	〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16-16 2F (担当地区) 鹿児島市、いちき串木野市、指宿市、日置市(日吉町、吹上町を除く)、鹿児島郡、南九州市(知覧町、川辺町を除く)、熊毛郡(屋久島町)	TEL 099-226-7427 FAX 099-226-7429
川内	〒895-0063 薩摩川内市若葉町4-12 (担当地区) 薩摩川内市、阿久根市、出水市、薩摩郡、出水郡	TEL 0996-25-1377 FAX 0996-41-3936
鹿屋	〒893-0064 鹿屋市西原4-14-22 (担当地区) 鹿屋市(輝北町を除く)、垂水市、肝属郡	TEL 0994-40-9055 FAX 0994-40-9056
加治木	〒899-5211 姶良市加治木町新富町102-2 (担当地区) 霧島市、姶良市、伊佐市、姶良郡湧水町	TEL 0995-63-1030 FAX 0995-63-1030
※加世田	〒897-0006 南さつま市加世田本町53-6 (担当地区) 南さつま市、枕崎市、南九州市(知覧町・川辺町)、日置市(日吉町・吹上町)	TEL 0993-58-2183 FAX 0993-58-2184
※志布志	〒899-7103 志布志市志布志町志布志3225-3 (担当地区) 志布志市、曾於市、鹿屋市輝北町、曾於郡大崎町	TEL 099-472-4877 FAX 099-472-4833
大島	〒894-0026 奄美市名瀬港町15-1 紬会館ビル5階 (担当地区) 奄美市、大島郡	TEL 0997-53-5487 FAX 0997-53-6270
種子島	〒891-3101 西之表市西之表16,388 ゆうこうビル101号 (担当地区) 西之表市、熊毛郡(中種子町、南種子町)	TEL 0997-22-2736 FAX 0997-22-2731

※印の支部には、監督署への届け用紙も置いてありますのでお気軽にご相談下さい。



労働保険の加入手続きはおすすめですか。

上記支部(大島、種子島支部を除く)では、事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務の処理を行っています。

労働保険事務組合へ

まずは相談

令和8年 年間安全衛生標語

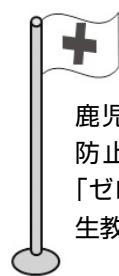
危険の芽 摘んで安全 咲く笑顔

鹿児島県内の労働災害防止団体のご案内

鹿児島県内には、労働災害防止を目的とする産業別の労働災害防止団体が設置されており、各種の技能講習・安全衛生教育を実施しています。

建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部	林業・木材製造業労働災害 防止協会鹿児島県支部	陸上貨物運送事業労働災害 防止協会鹿児島県支部	港湾貨物運送事業労働災害 防止協会鹿児島県支部
〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10 鹿児島県建設センター内 TEL 099-257-9211 FAX 099-257-9214	〒891-0115 鹿児島市東開町3-2 鹿児島県木材協同組合連合会内 TEL 099-267-5681 FAX 099-267-2407	〒890-0033 鹿児島市西別府町2941-19 TEL 099-821-5867 FAX 099-821-5868	〒892-0835 鹿児島市城南町22-1 鹿児島港湾福祉センター内 TEL 099-226-2611 FAX 099-222-4263
建 災 防	林 灾 防	陸 灾 防	港 湾 灾 防

鹿児島県碎石 協同組合連合会	(一社)日本ボイラ協会 鹿児島支部	(公社)建設荷役車両安全技術協会 鹿児島県支部
〒890-0064 鹿児島市鴨池新町21-1 町田ビル205号 TEL 099-255-2311 FAX 099-255-2317	〒892-0816 鹿児島市山下町9-31 第一ボクエイビル205号 TEL 099-223-1544 FAX 099-223-1564	〒891-0123 鹿児島市卸本町6-12 鹿児島総合卸商業団地協同組合内 TEL 099-260-0615 FAX 099-260-0646
碎石連	ボイラ協会	建荷協



鹿児島県の各労働災害
防止団体は、労働災害
「ゼロ」を目指し安全衛
生教育を推進します。

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会本部案内図

所在地

鹿児島市新屋敷町16-16 TEL 099-226-3621 FAX 099-226-3622

当協会の専用駐車場はありません。

公社ビル駐車場をご利用の上、駐車券をご持参下さい。(50分無料)

交通機関

- 市電 鹿児島駅～谷山線
新屋敷電停下車徒歩3分
- 市バス ⑯東紫原線
⑯鴨池港文化ホール線
⑯大学病院線
いずれも新屋敷バス停下車徒歩3分
- 鹿児島交通 ②谷山・動物園線
⑤七ツ島1丁目線
⑯鴨池港線
いずれも新屋敷バス停下車徒歩3分
- その他のバス 高見馬場バス停下車徒歩約15分
・鹿児島駅下車、車で約10分
・鹿児島中央駅下車、車で約5分
- JR ①鹿児島中央駅下車、車で約5分
- 高速道路利用 九州自動車道鹿児島インター(田上町)より約15分



オロシティーホール案内図

所在地

鹿児島市卸本町6-12
(鹿児島総合卸商業団地組合内 駐車場有)

鹿児島教習所案内図

所在地

鹿児島市七ツ島1丁目6-2 ☎ 099-261-6298
(工業団地1号用地の南端、駐車場少)

交通機関

- 鹿児島交通バス (ダイヤ改正の場合あり)
《問い合わせ先》鹿児島交通 ☎ 099-254-8970
- ①5番線〔卸本町・七ツ島1丁目行〕七ツ島1丁目バス停下車徒歩約3分位です。
金生町 → 高見馬場 → 鹿児島中央駅 → 新屋敷 → 都元 → 谷山電停 → 警察署 → 卸本町中央 → 南栄五丁目 → 教育センター → 七ツ島1丁目
- 始発便 7:20 → 7:23 → 7:27 → 7:32 → 7:41 → 7:55 → 7:56 → 8:01 → 8:03 → 8:05 → 8:18
※帰りの便は、17:20の1本になります。
- ②谷山・動物園線〔動物園行〕鹿児島駅より発車し動物園入口バス停下車
バス停より教習所まで約2kmで約10分です。
※始発便は土日祝日運休

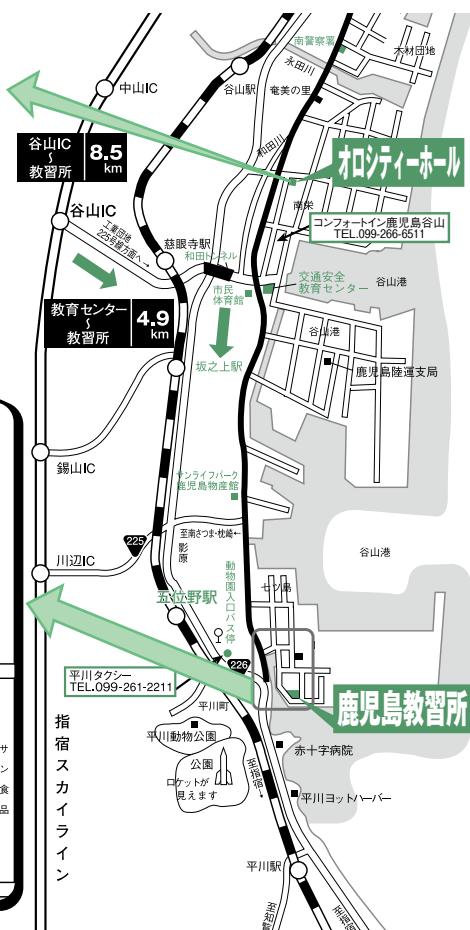
JR利用 [指宿・枕崎線] 五位野駅下車、駅より教習所まで約2.6km
車で約15分です。徒歩約50分。

《問い合わせ先》鹿児島中央駅 ☎ 099-254-3404

途中停車駅
鹿児島中央駅 → 都元 → 南鹿児島 → 宇宿 → 谷山 → 繁眼寺 → 坂之上 → 五位野 → 平川

高速道利用

谷山ICを直進し「交通安全教育センター前」を右へ進み産業道路
経由が便利です。



講習申込み手順

申込書提出前に Web 予約が必要です

Web予約方法

① 希望講習選択

受講したい講習名をクリックしてください。

② 希望日選択

表中の受付中か残り〇名の表示は Web 予約可能です。

日程を確認し WEB 予約よりお進みください。

③ 受講者情報入力

必須 項目は必ず入力してください。

メールアドレスを入力すると予約番号がメールでも受信可能です。

④ 予約番号取得及び申込書へ予約番号記入

予約番号、申込期限日、必要書類、提出先、口座番号等が表示されます。

申込書はダウンロードし予約番号を記入してください。

⑤ 必要書類提出及び受講料納入

予約完了画面に表示された期限日までの必着にて、次のいずれかの方法で申込書等の提出及び受講料の納入をお願いします。

《Web 申込み》

期限日までに Web にて
申込書内容入力及び受講
料を銀行振込みしてく
ださい。

(写真、必要書類のアッ
プロードが必要です。)

《郵送申込み》

当協会本部に期限日ま
での必着にて申込書等の
発送及び受講料を銀行振
り込みしてください。

《窓口申込み》

当協会本部又は教習所
の窓口に必要書類及び受
講料等を揃えて期限日ま
でに窓口へご持参くだ
さい。

(公社)鹿児島県労働基準協会の技能講習・特別教育等を申し込むには予約が必要です。(衛生管理者免許試験準備講習は予約の必要はありません。直接、Web申込みとなります。アップロードはありません。) 申込書の提出時、予約番号の記入が必要となります。予約番号のない申込書は受理できませんのでご注意ください。予約番号は当協会ホームページより取得可能です。通信環境が優れない等によりWeb予約が困難な方はご連絡ください。予約可能日時は平日(土・日・祝祭日・お盆休み・正月休み除く)の8:30~17:00までです。予約開始日以降に予約可能となります。定員に達した場合は予約はできません。受講者情報入力画面でメールアドレスを登録されると、予約番号がメールでも受信できます。尚、予約後、Webでの申し込みが可能です。予約時にメールアドレスを登録されないとWeb申込みはできません。Web申込み可能日時は、毎日8:00~23:00までです。他機関の講習は予約できません。誤って予約された場合等は、速やかにご連絡ください。

鹿児島労働局長登録教習機関

公益社団法人鹿児島県労働基準協会

URL <https://www.kakikyo.or.jp/seminar/>

予約可能日時: 平日(土・日・祝祭日・お盆休み・正月休み除く) 8:30~17:00

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16番16号

TEL099-226-3621 FAX099-226-3622



受講手続き案内

申込問い合わせ先

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会 本部 登録番号 T8340005007619

〒 892-8550 鹿児島市新屋敷町 16-16 (P30 参照)

TEL. 099-226-3621 FAX. 099-226-3622

■問い合わせ時間 8:30 ~ 12:00 13:00 ~ 17:00 (土・日曜日・祝祭日・お盆休み・正月休み除く)

申込方法

- Step 1 当協会ホームページから Web 予約して下さい。(予約番号と申込期限をご案内いたします)。Web 予約方法は前項の「講習申込み手順」を参照して下さい。
※衛生管理者試験準備講習は Web 申し込みとなります。
- Step 2 「申し込みに必要なもの」の①~⑥を申込期限までに Web 又は郵送及び銀行振込にてご提出下さい。(請求書が必要な方は申込書提出時にお申し出下さい)。

受講料・テキスト代 銀行名・口座番号: 鹿児島銀行 本店営業部 当座預金 8526
の 送 金 先 口座名: (公社)鹿児島県労働基準協会 振込手数料は、申込者でご負担下さい。

申込に必要なもの

- ① 所定の受講申込書
この案内書の P33 にとじてありますので、切りはなしてお使い下さい。(コピー可) ホームページよりダウンロードも可能です。
- ② 写真 1 枚
申し込み前 6 ヶ月以内撮影、縦 3.0cm × 横 2.4cm に氏名を記入し、申込書に貼付して下さい。
- ③ 顔写真付きの本人確認証明書の写し (鹿児島労働局の指導に基づく)
(氏名、生年月日、住所等が確認できる公的証明書、外国人は在留カード)
例)マイナンバーカード(表面)、自動車運転免許証(表裏)等
注 1) 顔写真の無い本人確認証明書の場合は、2種類の公的証明書の提出が必要です。
例)住民票 + 健康保険資格確認書 等
- 注 2) 申込書記入の住所と本人確認書類の住所が異なる場合は、申込書記入の住所を証明できる書類も提出が必要です。
- ④ 実務経験従事証明 (受講資格を必要とする講習のみ必要です)
申込書裏面に資格に関する事項を記入し、事業者の証明を受けて下さい。
必要な業務従事歴(年数)が複数事業場におよぶ場合はそれぞれの事業者の証明が必要です。
また受講資格によっては、卒業証明書(原本)等の添付が必要です。
提出のない場合は受講資格が認められません。なお、受講者本人による証明は認められません。
- ⑤ 修了証・免許証等の写し (講習科目の一部の免除を受けようとするとき必要です)
免除資格の証明書(修了証・免許証等の写し)を申込書に貼付して下さい。
講習当日の免除申請は受付できません。申し込み時に貼付できない方は認められません。
- ⑥ 受講料・テキスト代
注)会員事業場様は、会員料金で納入をお願いします。誤って一般の料金で納入された場合は、差額分の返金は致しかねますので、ご不明な方は予め本会会員の有無をご確認の上お申し込みをお願いします。

申込後の通知

- ① 受講票にて講習日時、受講場所を郵送により通知いたします。なお、講習日の約 1 週間前になっても届かない場合はご連絡下さい。
- ② 申し込み完了後、受講をキャンセルされたい場合は、講習日の前日までに連絡下さい。取り消し手数料 1,100 円(税込)、振込手数料を差し引いて返金します。
- ③ 講習日の変更、受講者の変更は 1 回に限り変更可能です。講習日の前日までにご連絡下さい。
講習日の変更は、実施管理者が指定する日とし、希望する日に変更できない場合があります。
受講者の変更は、受講申込書の提出が必要です。

講習実施会場

講習は、当協会の鹿児島教習所を中心に実施します。お気軽に問い合わせ下さい。(TEL099-261-6298)

お問い合わせ 専用駐車場がありますが、駐車スペースが限られていますので、公共交通機関又は相乗りをお願いします。

※一部講習につきましては、他会場となります。受講票等でご確認の上、お間違えのないようにご留意下さい。

受講にあたっての注意事項

- ① 講習当日、遅刻・早退・無断欠席により規定の講習時間を受講できない場合は、修了は認められず、受講料は払い戻しきれません。必ず連絡をお願いします。交通渋滞を考慮して、時間には余裕をもつてお越し下さい。
- ② 講習科目の一部免除者は、修了証・免許証・卒業証書等の原本確認をしますので、講習当日ご持参下さい。
- ③ 実技講習は受講に適した服装で受講して下さい。なお、講習に必要なものは受講票に記載いたします。
- ④ 講習用テキストは、講習会場でお渡しします。

その他の

- ① 申込書提出の前に、必ず Web 予約が必要となります。予約番号のない申込書はお断りすることがあります。なお、予約開始後、定員に達した場合は締め切らせて頂きます。
- ② 申込者数等により、講習日を変更して実施する場合があります。また、申込者の多い講習につきましては、Web 上で追加日を案内させていただく場合があります。日程をご確認の上、Web 予約後、お申し込み下さい。
- ③ 受講申込者が少ない場合は、講習の実施を中止する場合があります。
- ④ テキストの価格は、改訂等により事前に断りなしに変更する場合があります。
- ⑤ 大雪、台風等により講習を中止又は延期する場合があります。
- ⑥ 講習会場には食堂はありません。鹿児島教習所においては、外部の業者による昼食弁当の予約販売(当日限り)がありますので講習開始前までに申し込み下さい。
- ⑦ この案内書は令和 8 年 1 月作成のものです。改定等により内容が変更になる場合があります。

個人情報の取扱いについて

当協会では個人情報保護マネジメントシステムに取り組んでおります。お客様から当協会へ提出された個人情報は本人の承諾なく講習に関する目的以外の利用や第三者に提供することはございません。但し、監督官庁等へ義務付けられた報告はさせていただきます。

講習名

受講申込書

(申込方法)
Webにて予約番号を取得後、期限日までに申込書の提出及び受講料を納入してください。

申込日 令和 年 月 日

予約番号 (必ずご記入ください)

受講希望日	令和 年 月 日から実施分
-------	---------------

フリガナ	
氏名	

受講者	旧姓を使用した氏名又は通称(旧姓等)の併記の希望の有無(有・無)	
	フリガナ	※上記で有を選択した方は、左記にご記入下さい。 ※併せて、旧姓等が確認できる書類(戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等)の写しを添付。

生年月日	昭和 年 月 日生
------	-----------

住 所	〒	□□□-□□□□
-----	---	----------

連絡先電話	自宅	携帯	
-------	----	----	--

名 称	
-----	--

勤務所在地	〒	□□□-□□□□
-------	---	----------

電話 :	FAX :
------	-------

会員の有無 ○で印して下さい	会員(当労働基準協会の会員として加入している場合)・非会員
-------------------	-------------------------------

連絡担当者	(部署)	(担当者名)
-------	------	--------

受講料・テキスト代納入予定日	月 日に 1. 銀行振込 2. 現金払い	で	円納入	※必ず申込締切期限内に納入願います。
----------------	----------------------	---	-----	--------------------

希望する書類送付先	1. 受講者住所 2. 勤務先 3. その他(送付先を下記通信欄へご記入ください)
-----------	---

建設事業主の方へ	人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)を申請希望される方は、 <input checked="" type="checkbox"/> をお願いします。 (支給要件は助成金のご案内をご覧下さい。)
----------	--

日中の連絡先	1. 受講者携帯 2. 勤務先担当者 ※天災地変等による中止又は延期の場合は、メールでもお知らせすることがあります。希望者はメールアドレスを正確にご記入ください。 メールアドレス()
--------	--

※個人情報の取り扱いについて

当協会では、よりよいサービスを提供させていただくために、必要最低限の個人情報を取得させていただきます。この情報は受講準備、講習における利用、修了証等の作成の目的外に利用することはございません。ご本人の承諾なく第三者に提供することはございません。ただし、監督官庁等へ義務づけられた報告はさせていただきます。

個人情報の取り扱いに、同意いたします

(同意を頂けない場合は、修了証が作成できない等の不利益があります。)

※個人情報に関するお問い合わせ 鹿児島教習所 所長 TEL099-261-6298

通信欄(請求書、領収証希望など)



(写真撮影時等の注意)

- 申込前6ヶ月以内に撮影したもの
- 正面、脱帽、上三分身(胸から上)、背景無地

(注) サングラスやヘアバンド等により、顔の一部が隠れているものやデジタル写真の品質に乱れがあるものは受理できないことがあります。
また、交付日より6ヶ月以上経過した本人確認書類等と同じものは受理できませんのでご注意ください。

受講番号

確認欄

入金日	令和 年 月 日
入金額	円
入金方法	現金・書留・銀振
テキスト	当日渡・渡済・未購入
免除	有・無

備考

確認者	実施管理者印	担当者印
-----	--------	------

本人確認書類・修了証・免許証等のり付け位置

(注意事項)

- 太枠内ののみ正確に記入してください。
- 必ず、顔写真付きの本人確認証明書(氏名、生年月日、住所等が確認できる公的証明書、外国人は在留カード)の写しを貼付して下さい。
例)マイナンバーカード(表面)、自動車運転免許証(裏面)等
注1)顔写真の無い本人確認証明書の場合は、2種類の公的証明書の提出が必要です。
例)住民票+健康保険資格確認書等(鹿児島労働局の指導に基づく)
注2)申込書記入の住所と本人確認書類の住所が異なる場合は、申込書記入の住所を証明できる書類も提出が必要です。
- 講習料の免除を受けようとするときは、免除資格の証明書(修了証・免許証等(裏面)の写し)を貼付して下さい。
- 講習により実務経験従事証明書(裏面)の記入や受講者資格証の写しの貼付が必要です。
- 詳しいことは、「講習案内書」の各ページをご覧下さい。
- 申込書提出の前に、必ずWeb予約をお願いします。予約番号のない申込書は受付できません。
- 申し込み完了後、受講票をお送りします。講習日の約1週間前になんでも届かない場合は、ご連絡下さい。

<申込先>

公益社団法人鹿児島県労働基準協会

〔〒892-8550〕鹿児島市新屋敷町16番16号 TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

口座番号:鹿児島銀行 本店営業部 当座預金 8526

(令和8年度)

(1) 実務経験従事証明書（小型車両系修了者）

1 証明を受けようとする者の氏名			
2 証明する事項 【車両系建設機械（整地等）運転技能講習関係】 大型・中型・準中型自動車運転免許又は普通自動車運転免許等を有し、かつ、小型車両系建設機械（整地等）運転特別教育修了後、3ヶ月以上の小型車両系建設機械（整地等）運転の業務に従事した経験			
小型車両系建設機械（整地等）運転特別教育修了日 年 月 日			
特別教育修了後、運転した機械の詳細			
メーカー名		型式	
運転した機械の所有者（選択）	<input type="checkbox"/> ①自社所有 <input type="checkbox"/> ②リース【 リースの場合は会社名を記入のこと。】		
下記書類を確認の上、ご記入下さい。 ①自社所有の場合は仕様書、カタログ、特定自主検査表等 ②リースの場合は、運転した期間中のリースを証明する契約書、仕様書、カタログ、特定自主検査表等 (確認の為、特定自主検査表、契約書等の写しの提出を求めることがあります。)			
上記の業務に従事した期間	年 月 日から	年 月 日	
3 事業者による証明 上記1の者は、上記2のとおり3t未満の車両系建設機械（整地等）の運転の業務に、3ヶ月以上従事した経験を有するものであることを証明します。	年 月 日 事業場所在地 事業場名称 事業者職名・氏名		
TEL () 職印			

〔備考〕 1 事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長、支店長等の職を表す印（又は社印と個人印の両方）を押印して下さい。
 なお、記名押印することに代えて社長・支店長等の署名（職名と氏名）でも差し支えありません。
 2 受講者本人による証明は認められません。（一人親方の場合は、元方事業者等の証明が必要です。）

(2) 実務経験従事証明書（乾燥設備受講者）

1 証明を受けようとする者の氏名			
2 証明する事項（□内に✓を記入して下さい。）			
<input type="checkbox"/> (1) 乾燥設備の取扱いの作業に5年以上従事した経験 <input type="checkbox"/> (2) 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後1年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験 [学校・学科名・卒業年月]			
<input type="checkbox"/> (3) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験 [学校・学科名・卒業年月]			
(1) 5年以上 (2) 1年以上 (3) 2年以上 (その他) 複数事業場*			
上記の業務に従事した期間	年 月 日から	年 月 日まで	
〔※ 従事した期間が、2以上の事業場の経験年数を合算しなければならないときは、それぞれについて実務経験従事証明書が必要となります。〕			
3 事業者による証明 上記1の者は、上記2のとおり経験及び学歴について相違ないことを証明します。	年 月 日 事業場所在地 事業場名称 事業者職名・氏名		
TEL () 職印			

〔備考〕 1 事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長・支店長等の職を表す印（又は社印と個人印の両方）を押印して下さい。
 なお、記名押印することに代えて社長・支店長等の署名（職名と氏名）でも差し支えありません。
 2 学歴等による受講資格の場合、卒業証明書（原本）等が必要です。確認の為、単位取得証明書の提出を求めることがあります。
 【受講資格に関する留意事項】
 1) 大学又は高等専門学校とは、学校教育法によるものです。（職業能力開発大学校、農業大学校等は除きます。）
 2) 理科系統の正規の学科とは、学校教育法に基づいて設置された理学又は工学に関する学科でたとえば機械科、金属工学科、造船学科等をいう。
 3 受講者本人による証明は認められません。

証明例

3 事業者による証明 上記1の者は、上記2のとおり経験及び学歴について相違ないことを証明します。	令和8年 4月 1日 事業場所在地 鹿児島市○○町15番10号 事業場名称 株安全建設 城山営業所 事業者職名・氏名 所長 安全 一郎		
			
(社印) (個人印) または自筆署名の 所長 安全 一郎			